

18 重森駿家文書(檜崎)

檜崎村は往昔は甲良荘に属していた。荘全体の灌漑用水となっていた犬上川を扼する重要な位置を占めていた。中世佐々木六角氏の重臣檜崎氏はこの地において、背後の山城を拠点として、その勢力を振るっていた。檜崎氏の菩提寺であった十福寺(または超然禪寺)は江戸期に入って、彦根藩家老脇氏と宇津木氏によって再興され、天徳山高源寺となり、現在に至っている。境内に檜崎氏先祖の墓と伝える宝篋印塔がある。

檜崎村は江戸期から明治二二年(一八八九)までの村名で江戸時代は彦根藩に属し、村高一四六石余で、地は一町七反五畝二二歩、畑地は一町四反二二歩、山地は五五町五反二畝二八歩等であった。明治二二年(一八七九)ごろの人口は八〇人、戸数は一九戸で、全戸農業を営み「ソノ傍ラ麻総ヲ製シ石灰ヲ焼キ、ソ

ノ他油商、石灰商等ニ従事ス」と記している(滋賀県物産誌)。

檜崎村は明治一八年(一八八五)、川相村ほか八ヶ村で連合戸長役場を設置、同二二年(一八八九)犬上郡大滝村の大字となり、昭和三〇年(一九五五)四月、多賀町との合併によって、現在の多賀町の大字となった。

重森駿家文書は明治の初め、重森家先祖が檜崎村戸長や村の要職にあつたころの文書を中心とするものであり、当時の村の状況を知る資料である。とくに農村における治水の問題は重要課題で、代々為政者の苦勞するところであった。本文書の四四頁は川や溜池の普請関係のものが占めている。本村の溜池は山中に丸山池があり、約四五〇坪を隔てて集落の近くに石橋池がある。田養水としての溜池は当初石橋池の水が使われ状況により丸山池を使用するという二段構えになっていた。村を流れる大谷川は源を八ッ尾山に発して、流

の際を通過して当村に入り、さらに正栄寺地区を潤す重要河川であった。この川は雨期にはよく氾濫し決壊することがあり、捨川とする刻場があった。また濁水期には盗水に遇うなど水には古来苦勞が多かつたようである。

池の工事関係文書は水門などの施設修繕に関するものや年々流れ込む土砂の浚渫工事や堤の掘削り築固め工事等池の保持管理の普請願である。大谷川には大谷井堰をはじめ、二ノ井から五ノ井までの堰があつて分水していた。この普請は川渡えによる砂除け工事や井堰の石垣修繕、石刻場の工事や蛇籠作りなどであった。これらの普請には多数の人夫と資材も必要で、年々多額の援助の願書が出ていた。犬上川の豊かな木流を眼下に見ながら耕地高のため利用できず水利上非常に苦勞をしてきたことがうかがわれる。

隣接の正栄寺村とは村の規模も地勢もよく似ており、共同の普請願書もたびたび出されていたが、大谷

川の付け替え工事を正栄寺が希望し計画されたが当村と利害が相反して実現せず、両村合併につき県当局の勧告にも絶対反対をするなど、似た村柄と思われる村落にもいるいろの問題を抱えていたのである。

当時の村は一般に経済的に困窮しており、学校建築費の負担は大きな問題であり、その対策に苦慮した当時の事情を知る文書もある。

地廻り観音の御詠歌の関係文書は当信者の手になるものであるが、古来当地方の観音信仰の名残を伝えるものとして、貴重と考えられる。

整理番号	文書番号	史料名(内容)	形態数量	年代	差出(作成)人	請取人
1	52	宗門御改五人組下帳	一	万延二・二 一八六一	檐崎村庄屋平次	寺社奉行
2	15	近江国犬上郡檐崎村戸籍	一	明治二・八 一八六九	檐崎村庄屋 平三郎	
3	36	川除御普請願(溜池の水門の長さや川土手石刻の間数など)	一	明治三・二 一八七〇	同右	奉行
4	27	以書付御答奉申上候(大谷川井堰石垣八間、土手石垣一〇間等)	一	明治五・五 一八七二	檐崎村・正楽寺 村各庄屋横目	同右
5	46	壬申春川人夫代支払(川渡え三人・乱杭打人夫六人の賃金)	一	明治五・七	犬上県租税課	犬上郡檐崎村
6	19	溜池御普請ニ付御救立御願(石橋溜底掘り・石溜渡え人足)	一	明治五・一・一七	檐崎村戸長重森 土蔵ほか一名	滋賀県令 松田道之
7	21	養悪水路溜修繕所調査(石橋溜底掘り・岩田上溜堤掘割など)	一	明治五年	檐崎村戸長	
8	26	川普請御願書(大谷川の川渡え砂除け、三ノ井石垣積立)	一	明治六・四・二二 一八七三	檐崎村正楽寺村 各庄屋	滋賀県令 松田道之

整理番号	文書番号	史料名(内容)	形態数量	年代	差出(作成)人	請取人
9	33	川普請御願書(溜池底掘り、池堤掘割り築固め、石刻積立等)	一	明治六・四・二三	檐崎村庄屋重森 八十八ほか一名	滋賀県令 松田道之
10	24	檐崎村堤防自普請仕様出来形帳(溜池深掘り、井川渡え人夫)	一	明治六・七・八	檐崎村戸長重森 土蔵ほか一名	同右
11	29	檐崎村正楽寺村自普請仕様出来帳(大谷川の川渡え砂除など)	一	明治六・七	檐崎村正楽寺村 戸長副戸長	同右
12	45	檐崎村正楽寺村自普請仕様出来帳(明治四、五年の川渡え砂除)	一	明治六・七・八	同右	同右
13	20	(普請人足数報告)壬申春の川井溝渡え人足計一八八人)	一	明治六	檐崎村戸長 重森八十八	(第一八区長) 金屋村上田重衛
14	16	大谷川筋付替御願(大谷川ゆがみ直しの工事)	一	明治七・八 一八七四	正楽寺戸長若林 伝次ほか一名	
15	34	明治五年分用水路堤防川除修繕出来形帳(乱杭六〇木と人足)	一	明治七・八・三〇	滋賀県令 松田道之	檐崎村
16	25	川筋付替之儀ニ付御答と御願書(大谷川付替工事指留願書)	一	明治七・九	檐崎村戸長重森 平次ほか一名	滋賀県令 松田道之
17	42	川筋付替之儀ニ付御答と御願書(区長の奥印無きため再提出)	一	明治七・一〇	同右	同右

34	33	32	31	30	29	28	27	26
32	17	47の2	47の1	18	12	41	31	10
(御救米割当—二九俵二斗三升一合を反別に応じ八人に分配)	早損ニ付積立金割戻シ調印帳	榑崎村当秋修繕仕様帳(蛇籠二本分の石詰人夫賃と竹代等)	榑崎村当秋修繕仕様帳(五間籠六三本・四間籠四五)	以書付御答奉申上候(川普請書所と材料)	榑崎村正業寺村絵図	近江国犬上郡榑崎村誌(村の区域沿革地勢戸数人口道路社寺)	地価等級表(全反別七六町余を地目別に面積と地価を記載)	学校積立抵当備用証綴(金額と抵当田畑面積記入)
状一	堅一	状一	堅一	状一	図一	堅一	堅一	綴一
明治一九・一 一八八六	明治一七・三 一八八四	明治一五・一・二・五	明治一五・七 一八八二	明治一四	明治一四・七 一八八一	明治一二	明治一二・九	明治一二・一 一八七九
榑崎村總代 重森平次	榑崎村戸長役場	滋賀県令代理 河田景福	榑崎村戸長 坂上治平	(榑崎村)	榑崎村正業寺村 各庄屋ほか	榑崎村	榑崎村戸長重森 平次ほか一名	榑崎村内城忠藏 ほか五名
		榑崎村	滋賀県令 籠手田安定					学校保護係

25	24	23	22	21	20	19	18	整理 番号 番号 文書
13	48	22	43	35	44	23の2	23の1	史料 名(内容)
地券(土地所有の証書で土地の所在地・面積・地価等を記載)	改正番水割簿	地価金等級表(田地・畑地・宅地等の等級と一反歩の地価)	村諸入費取調帳(一位地券取調費、二位村役員費、三位役場費)	取調帳(人足賃給米二升)	道路堤防養水路五ヶ年経費官自取調帳	正業寺との合村御断願書	以書付御願申上候(前文書一八の下書)	川除御普請願書(石刻繕い人足七〇人の援助願い)
状七	堅一	堅一	堅一	堅一	状一	状一	状一	形態 数量
明治一〇・三 一八七七	明治九・五	明治九・四	明治九・一 一八七六	明治八・一〇	明治八・六	明治八・三・二九	明治八・一・三一 一八七五	年 代
滋賀県	榑崎村重森平次	榑崎村戸長役場	榑崎村戸長 重森土蔵	犬上郡第一八区 榑崎村	榑崎村戸長重森 平次ほか二名	同右	榑崎村戸長重森 平次ほか一名	差出(作成)人
村中			同右	滋賀県権令 籠手田安定	本庁出役地租係	同右	滋賀県令 松田道之	請 取 人

50	49	48	47	46	45	44	43
38	3	30	9	40の1	14	8	37
地廻り観音(三三ヶ寺を三日で巡拜するよう番号寺名分け)	官有地第三種地目一筆限取調表(道路、川、井澮別地番面積)	御普請御願所下帳(各小字の川井堰、溜池施設等の普請基礎)	土砂採取について(採取は橋崎正勝寺の田養水路工事に限る)	地廻三拾三所順拜(朱印集)	第三回募集田債賦課徴収帳(個人割当記録)	協議費賦課徴収約定(延滞者は徴収金の倍額負担)	明治三六年度県税戸数割等級表(各字別の一等〜三等級割)
堅一	堅一	堅一	状一	堅一	堅一	状一	堅一
明治二一・九 一八八八	明治一七・六 一八八四	明治四 一八七一	大正四・四・七 一九一五	明治四五・四・六 一九一二	明治三七・一 一九〇四	明治三七・五 一九〇四	明治三六
橋崎村重森平次	犬上郡橋崎村	犬上郡橋崎村 庄屋平治	大滝村長城具栄 東甲良村長上田	橋崎村重森竹野	橋崎村区長	橋崎村織田喜代 松ほか一六名	橋崎村重森平治
	滋賀県令 中井弘		大滝村ほか五ヶ村 山組管武田豊蔵				

42	41	40	39	38	37	36	35	整理 番号 文書 番号
6	5	4	7	49	39	28	40の2	
嘆願書(文書四二を更に嘆願書として提出)	願書(川相小建築費の負担は前例通り行う)	御願書(川相小建築費は村会決議通り執行を指導)	契約書(富小経費現在戸数平等負担、新築諸経費字委員協議)	諸願届綴(明治二九年・同三二年・同三三年各一)	近江西国御詠歌(一番甲賀郡西寺、三三番妙感寺)	正業寺川下分水カッター水入帳(各村立会と土地買入経費)	地廻り三三ヶ所御歌(一番北野寺から三三番長久寺迄御詠歌)	史料名(内容)
状一	状一	状一	状一	綴三	堅一	堅一	堅一	形態数量
明治三六・七・二五	明治三六・七・二〇	明治三六・七・二二 一九〇三	明治三四・四 一九〇一	明治二九・七 一八九六	明治二五・六 一八九二	明治二二・五 一八八九	明治二一・九 一八八八	年 代
富之尾小学区総 代字橋崎壺総代	富之尾小学区総代 藤川儀三郎ほか	富之尾小学区総代 藤川儀三郎ほか	大滝村寅之尾・ 橋崎・壺各区長	大滝村橋崎 重森平次	橋崎村重森平次	橋崎村村中	橋崎村重森平次	差出(作成)人
犬上郡長 武田豊蔵	大滝村長 大杉南寿	犬上郡長 武田豊蔵						請取人

19 大杉共有文書

大杉村は大上川上流の南谷の支流に沿う山村で、南畑一三ヶ村の一つであった。

江戸期は彦根藩領で村高三八石余、元禄八年（一六九五）の人口一八五人（井伊家文書）である。

明治一二年ごろの人口一七七人、戸数は四二戸で、全戸農業で、その傍ら機、炭焼、材木商、桶職、鍛冶職などに従事していた。また宇織は老婦人の仕事であった。

村領内の山地は一三五町五反で、畑地一町五反、田は四反七畝であったが、富之尾地区などへ出作し、その播種面積は三町二反余であった。産物の主なものは炭二一万七、〇〇〇斤、材木二万二、一八〇材、杉板六六〇坪、麻認め二、六五〇などであった（『滋賀県物産誌』）。

共有文書は主として明治時代の会計書類である。大流村の明治三八年（一九〇五）の予算書と同三七年（一九〇四）の決算書である。

大流村には当時、川相・大君ヶ畑・萱原・富之尾・佐目に小学校があった。それら各小学校の明治三八年（一九〇五）の予算書と同三七年（一九〇四）の決算書が残され、当時の各校の経費の概要を知ることができる。

雨乞踊り関係の文書は四点あって、貴重な資料である。

三一 大杉共有文書目録

整理文書 番号 番号	史料名(内容)	形態数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
1	雨乞踊御歌(一三歌詞・雨乞踊由来・掟十項目・踊り門々覚)	一	文政四・八・一五 一八二二	西明寺本覚院 湛流法印	大杉村若衆
2	御水帳	一	嘉永三年 一八五〇	大杉村	
3	踊歌(「出歌」、「大滝見物歌」、「大治踊」など)	一	明治三〇・六・一七 一八九七		
4	大滝村明治三七年年度県税営業税雑種税負担等級決議	一	明治三七・四・二 一九〇四	大滝村役場	
5	大上郡大滝村明治三八年年度歳入出予算	一	明治三八・三・二〇 一九〇五	大滝村長 大杉南寿	
6	佐目小学校費明治三八年年度歳入出予算(川相大君ヶ畑萱原富尾)	五	明治三八・三・二二	同 右	
7	大滝村明治三八年年度県税営業税雑種税負担等級決議	一	明治三八・四・一	同 右	
8	大滝村明治三七年年度歳入出精算表	一	明治三八・六・二五	大滝村収入役 大道吉治	大滝村長 大杉南寿

整理 番号	文書 番号	史料名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
9	14	川相小学校費明治三七年度歳入 出精算表	堅一	明治三八・六・二五 一九〇五	大滝村収入役 大道吉治	大滝村長 大杉南寿
10	15	笠原尋常小学校明治三七年度歳 入出精算表(富之尾佐目大君 畑)	堅四	明治三八・六・二五	同右	同右
11	21	大滝村明治三八年度歳入出精算 表	堅一	明治三九・六 一九〇六	大滝村収入役 百々貫三	同右
12	27	大君ヶ畑小学校費明治三八年度 歳入出精算表川相萱原佐目富尾	堅一	明治三九・六	同右	
13	7(2)	神子踊復活ト御大典記念ニ就テ	堅一	昭和三〇・一二 一九五五	大杉青年団	
14	10	雨乞踊歌	堅一			

20 保月共有文書

保月村は多賀町東方の鍋尻山(八三八・八好)南側のカルスト山中のドリーネに位置した海拔六〇〇尺余の高地集落である。

四方山に囲まれ、東は五僧、西は杉、南は大君ヶ畑、北は河内の各集落に山嶺を隔てて隣接している。通路は栗栖からと河内から上る道があるが急坂とカーブが多く、交通不便の地区である。

五僧越えは美濃(岐阜県)時山に通ずる道路として、中世から近世にかけて近江商人の通路であった。山中にある保月村はその中継地として活況を呈していた。

江戸期の保月村の戸数についてみると、慶長七年(一六〇二)は四九戸であったが、元禄八年(一六九五)には九二戸に増加し、宝暦五年(一七五五)には一二三戸に増加した。その後、悪病・飢饉のために、

天明八年(一七八八)には八〇戸に減じ、その後も漸減して安政四年(一八五七)、五僧村との山論の裁定後は四七戸に減少するなど激しい変化があった。

江戸時代は彦根藩領で領地は三三二町歩余であったが耕地はその一割にも満たず、村高は八九石二斗七升合で、元禄八年(一六九五)の人口は、四二一人(井伊家文書)であった。

明治二年(一八七八)の戸数は六五戸に復し、人口は三〇一人となった。田地一反一畝五歩、畑地二六町四反四畝六歩、山地一九三町六反余、雑地は一〇九町六反余などとなっている。

村民は農の傍ら、木挽き・炭焼きに従事し、または麻繩を製し養蚕を営んでいた。村の物産としては麻繩・炭・牛蒡・藨などと記している(『滋賀県物産誌』)。

行政は明治一八年(一八八五)、本村とほか二ヶ村で連合戸長役場を設置し、同二二年大上郡脇ヶ畑村の誕生となった。当字には村の中心の役場が昭和三〇年(一

九五五)、多賀町に合併されるまで設置されていた。終戦後は時代の変遷により過疎化が急激に進み、平成五年の現在は季節的に住居者もあるが廃村となっている。

保月共有文書のうち、一五六点について検討したが、その三〇割を占めるのが山論関係の文書である。大別すると寛政一一年(一七九九)ごろ起こった多賀庄八ヶ村との入合山についての争論である。二つめは明和四年(一七六七)に始まる五僧村との領有地の所属争いで、七四年間にわたっての争論は安政四年(一八五七)に至って、該村の検分、裁決となった。論拠は五僧に付けられ、これを不服とした保月のたびたびの嘆願もいれられず、最後の手段として直訴のため城下へ繰り出したが逮捕され、その代表は下小屋送りとなった。村役人は「村亡消」の危機として村の存続と逮捕者の救免を必死に嘆願し、哀願するのであった。この事件は極めてドラマチックで、当時の山村の生活の厳しさが、一連の文書に込められている。

次に多いのが貢租関係で、「年貢皆済目録」が三通と物成下ヶ札モノナゲシラが二〇通残っている。このうちには三〇〇年以前のものが五通あり、最古は寛永一七年(一六四〇)の「年貢皆済目録」である。地租改正の書類や文書も多いが、地券書綴りには三七五枚の地券証書がある。社寺関係文書が一〇通余あり、照西寺の歴史の推移と経営状況を知ることができる。

そのほかに、宗門改めに関係するものとして、文久三年(一八六三)の家屋数調査の「家並下帳」や元治二年(一八六五)の「丑之御改寄場江呼出シ帳」などは数少ない資料である。古い帳簿としては、慶長七年(一六〇二)の「江州犬上郡保月村御領地帳」として、土地台帳と名寄帳が残されている。一〇五番からの「昭和十九年度書類綴」は戦時下に戦う庶民の姿を知る確かな資料である。戦中文書は敗戦によりタブー視され、廃棄処分で少なくなった。これは山村の苦難の姿を伝える資料として集録した四五点である。

三六一 保月共有文書目録

整理 番号	文書 番号	史料名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
1	1	江州犬上郡保月村御領地帳 (土地台帳)	巻一	慶長七・八・二一 一六〇二	木村十左衛門 中野源太郎	
2	1	江州犬上郡保月村御領地帳 (名寄帳)	巻一	同右	同右	
3	2	納保月村卯之御年貢米之事 (皆済手形)	状一	寛永一七・七・二六 一六四〇	若林甚左衛門	保月村庄屋
4	3	保月村之内茂原村より作り申御 年貢大豆	状一	慶安四・一〇・一一 一六五一	茂原村三郎太は か四名	保月村惣百姓衆
5	38	江州犬上郡保月村領之内多賀庄 立合山境帳	巻一	寛文六・九・九 一六六六	保月村庄屋作兵 衛ほか四名	多賀之庄庄屋
6	39	午之年保月村御物成極之事	状一	延宝六・一一 一六七八	中村市郎左衛門 (代官)	保月村庄屋衆横 目衆惣百姓中
7	4	(天和三年物成り下げ札)	状一	天和三・一一 一六八三	同右	同右
8	6	(貞享二年物成り下げ札)	状一	貞享二・一一 一六八五	同右	同右

25	24	23	22	21	20	19	18	17
109	107	87	108	112	95	124	110	46
乍恐以書付奉申上候 (草刈場について)	御尋ニ付乍恐以書付奉申上候 (草刈場について)	乍恐口上(多賀荘八ヶ村との入 会争論下書)	乍恐以書付奉申上候 (草刈場について)	乍恐以書付御願申上候 (草刈場古証文の左近名に付)	(保月領指留場の草刈に付)	(寛政七年物成り下げ札)	(寛政元年物成り下げ札)	丑之年御物成極之事
状一	状一		状一	状一	状一	状一	状一	状一
無年月	寛政一二・七	申(寛政一二) 一八〇〇	寛政一一・七	寛政一一・五	寛政一一・五 一七九九	寛政七・一〇 一七九五	寛政一・一〇 一七八九	天明一・一〇 一七八一
犬上郡保月村	向之倉村庄屋次郎 右衛門ほか二名	保月村	同右	同右	保月村庄屋孫九 郎ほか二名	同右	御代官高宮源三 郎	御代官馬場久助
		奉行 高宮源三郎	代官所	同右	奉行	同右	保月村庄屋横目 惣御百姓中	保月村

16	15	14	13	12	11	10	9	整理 番号 文書 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人	
45	44	7	43	42	42	5	40		覚(年貢差引帳)	綴二	宝永一 一七〇四		早崎八藏 (代官)	保月村庄屋横目 組頭惣御百姓中
亥之年御物成極之事	酉年御物成極之事	(明和七年物成り下ヶ札)	亥之年御物成極之事	木仏寺号交付御札	無住道場御札金請取一札	(延享元年物成り下ヶ札)				状一	延享一・一〇 一七四四			
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一			安永八・一〇 一七七九		同右	同右	
										安永六・一〇 一七七七		同右	同右	
										明和七・一〇 一七七〇		同右	同右	
										明和四・一〇 一七六七		御代官馬場久助	保月村庄屋横目 惣御百姓中	
										寛延二・一一・一九		取次 主殿	犬上郡保月村 惣道場照西寺	
										寛延二・二・一四 一七四九		新庄村光常寺同村 庄屋彦次ほか四名	保月村庄屋横目 村庄屋八郎兵衛	

42	41	40	39	38	37	36	35	34
28	27	135	26	25	20	19	18	17
覚(安政三年物成り下げ札)	(安政貳年物成り下げ札)	祝言下用請取帳	祝言下用請取帳(嘉永五年く昭和三年)	祠堂金萬出入覚帳	乍恐以書付御願奉申上候(山論(五僧村との山論に付き願書)	乍恐以書付御歎願申上候(山論地を御賢察の上御裁許の事)	村横目くり出し帳(五三年分の横目候補名)	乍恐以書付御願奉申上候(争論に付御賢察の上御裁許の事)
状一	状一	横一	横一	横一	状一	状一	横一	状一
安政三・一〇 一八五六	安政二・一〇 一八五五		嘉永五・一一・三	嘉永五・一一・三 一八五二	天保一五・五・一九	天保一五・一・二六 一八四四	天保一四・一二 一八四三	天保一四・七・一
西又治・勝廉・ 過千右ほか二名	竹喜・西又治・ 勝廉ほか二名	出船山入	出船山照西寺		同右	同右	保月村庄屋横目 ほか二名	保月村庄屋横目 組頭
保月村庄屋横目 惣百姓中	保月村庄屋伝右衛 門横目惣百姓中				同右	奉行		奉行

33	32	31	30	29	28	27	26	整理 番号 番号
16	15	13	12	11	10	136	111	史 料 名(内容)
(天保一一年物成り下げ札)	覚(天保九年物成り下げ札)	祠堂金萬覚帳	覚(文政九年物成り下げ札)	覚(文政七年物成り下げ札)	一札之事(道場門徒直參除き志金受領証)	山之神講下用受取帳	申年御物成極之事	史 料 名(内容)
状一	状一	縦一	状一	状一	状一	横一	状一	形態数量
天保一・一〇 一八四〇	天保九・一〇 一八三八	天保八・一一・三 一八三七	文政九・一〇 一八二六	文政七・一〇 一八二四	文政二・五 一八一九	文化二三・一一 一八一六	寛政二・一〇 一八〇〇	年 代
業主・左孫右 (代官)	佐孫右・和甚五 右 (代官)	保月村照西寺 大世話方中	土武右衛門 (代官)	大・土武右衛 (代官)	金剛寺村誓念寺	山船山照西寺	御代官 高宮源三郎	差出(作成)人
惣百姓	保月村庄屋横目 惣百姓中		同右	保月村庄屋横目 惣百姓中	保月村照西寺		保月村庄屋横目 惣御百姓	請 取 人

59	58	57	56	55	54	53	52	51
35	92	89	101	99	30	100	31	97
家並下帳(木家六六軒)	乍恐以書付御願奉申上候 (山荒し者について)	乍恐以書付御願 (五倍村と山論裁決請書下書)	乍恐以書付御願奉申上候	乍恐以書付御願奉申上候 (下小屋預け人の赦免願)	乍恐以書付御願奉申上候 (御請書提出に付御赦免願)	乍恐以書付御答奉申上候 (多人敷城下進出御託)	乍恐(逮捕者のうち残り三人の 釈放願書下書)	指上申御請書之事(保月村が立 行くよう他村より願書)
横一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
文久三・三 一八六三	未(安政六) 八・八 一八五九		安政四	安政四	安政四・一二	安政四・一二・一	安政四・一〇・一 一八五七	巳 八・二六
犬上郡保月村庄屋 源右衛門ほか一名	保月村庄屋伝左 衛門	犬上郡保月村	大岡村栗栖村八 重練村多賀村	保月村庄屋伝左 衛門ほか六名	保月村庄屋伝左 衛門ほか五名	保月村庄屋伝左 衛門ほか四名	保月村庄屋横目 組頭	宇尾村八郎右衛 門西法寺村松本
	奉行 代官所	奉行		同右	同右	同右	奉行 代官所	奉行

50	49	48	47	46	45	44	43	整理 番号
34	85	9	86	96	94	102	103	文書 番号
指上申御請書之事(城下進出の 次第と三人の赦免請書)	乍恐以書付御願奉申上候	乍恐以書付御願奉申上候 (嘆願書下書)	奉指上御請書之事	乍恐以書付御願奉申上候 (山小屋入りなど赦免願)	乍恐以書付御願奉申上候 (請書提出猶預願控)	乍恐以書付御願奉申上候 (山論裁決に対し敷願下書)	御尋ニ付乍恐以書付御答奉申上 候(御役方山回り案内役の件)	史料 名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態 数量
安政四・八・一二	安政四・七	巳(安政四) 七月	安政四・七・一九	巳(安政四) 七・一六	無(安政四)	巳(安政四) 五・二八	安政四・四・二八 一八五七	年 代
保月村平右衛門 ほか二名	保月村庄屋伝左 衛門	保月村三役人	保月村両役人ほ か四一名と付添	四ヶ村村役人	保月村庄屋伝左 衛門ほか三名	惣代 保月村三役人・	保月村三役人	差出(作成)人
同右	奉行 代官所	上		同右	奉行	御兩人	代官所	請取 人

76	75	74	73	72	71	70	69	68
56	58	57	54	53	55	50	51	52
地券取調帳	地位等級表(田畑等反別地価)	奥山番号控帳	畑番号下控帳	山番号下控帳	地券等分帳	明治七年免状	送籍受取証	地券取調下帳
横一	縦一	横一	横一	横一	横一	状一	状一	横一
明治八	明治八・八・三〇	明治八・八・三〇	明治八・八・三〇	明治八・八・一〇	明治八・五 一八七五	明治七・一一	明治七・一一・三	明治七・五
犬上一六区保月 戸長北村久三郎	保月村 犬上郡第一六区	保月村戸長代理 福井庄蔵	同右	同右	犬上一六区保月 村戸長福井庄蔵	県令松田道之代 参事箆手田安定	小幡村戸長坪田利 右衛門注か一名	犬上一六区保月 村戸長福井庄蔵
						犬上郡保月村	保月村正副戸長	

67	66	65	64	63	62	61	60	整理 番号 番号 番号
50	49②	49①	48	47	120	14	36	史 料 名(内容)
明治六年地租皆済目録	明治六年仮免定	(壬申年貢皆済目録)	寄合道場重銭之控帳	近江国犬上郡保月村鎮座 (神社調査)	賞(亥年物成り下ヶ札)	祠堂金忌上り名前帳	丑之御改寄場江呼出シ帳	史 料 名(内容)
状一	状一	状一	縦一	縦一	状一	横一	横一	形態 数量
明治七・五 一八七四	明治六	明治六・五 一八七三	明治四・一一・三 一八七一	明治三・一二 一八七〇	亥 一〇・一〇	慶応四・一一・三 一八六八	元治二 一八六五	年 代
県令松田道之代 参事箆手田安定	同右	滋賀県令 松田道之	保月村山神講会	保月村庄屋甚三 郎横目庄次郎			犬上郡保月村	差出(作成)人
同右	犬上郡保月村			社寺御役所	犬上郡保月村			請 取 人

93	92	91	90	89	88	87	86	85
71(2)	71(1)	70	69	66	65	67	64	68
額 保月小学校教育費一ヶ月分実費	議録 連合戸長役場費一ヶ月分子算決	上申書(墓地取調)	をぶ川五助谷惣持分割附記	種痘戸籍	受籍証	受取証(送籍)	感謝状(褒状)	受取証(送籍)
状一	状一	状一	豎一	豎一	状一	状一	状一	状一
明治一九・一一・一九	明治一九・一一・一九 一八八六	明治一八・二・二三 一八八五	明治一六・一二・六 一八八三	明治一五・四・二三	明治一五・一・一八 一八八二	明治一四・六・一六 一八八一	明治一三・三・二五	明治一三・一一・二〇 一八八〇
保月村ほか二ヶ村 戸長役場	保月村ほか二ヶ村 戸長役場	戸長代谷沢喜八 (保月村)	戸長今井兵造 (保月村)	保月村戸長・衛 生委員	彦根東新町 戸長役場	蒲生郡上豊浦村 戸長役場	滋賀県令 籠手田安定	犬上郡高宮町 戸長上田新平
同右	保月村議員 高宮分署	彦根警察署			同右	保月村戸長役場	犬上郡保月村	保月村戸長役場

84	83	82	81	80	79	78	77	整理 番号 文書 番号
72	62	63	外6	105	59②	59①	60	
山地佃仕計記	送籍受取証	受籍証	地券綴	右之趣手前共取斗ひ相違無御座 候以上	山地平均佃換ニ付改正御願書	山地平均反佃書損之廉改正御願 書	警察民費割賦金明細書	史料名(内容)
状一	状一	状一	綴一		豎一	豎一	豎一	形態数量
明治一二・一一・三〇	明治一二・七	明治一二・五・二四 一八七九	明治一〇・一〇・三一 一八七七	(江戸初期)	明治九・一二・一四	明治九・一二・二	明治九・四 一八七六	年 代
犬上郡保月村	長西井長右衛門	蒲生郡舟木村戸 町戸長加藤俊造	滋賀県	時荷主三輪柳吉 一門市□右衛門	犬上郡第一六区 長前田助次郎	犬上一六区長 五ヶ村正副戸長	犬上郡第一六区 保月村戸長	差出(作成)人
	各村戸長役場	保月村戸長福井 庄藏	地主		同右	同右	滋賀県権令 籠手田安定	請取人

110	109	108	107	106	105	104	103	102
124	118	123	122	114		133	130	131
御法度之覚 部分	(七ヶ条遵守の誓約書末尾の下書) 部分	条々覚(御触書)	御公儀御法度書写(御触書) 部分	(お触の請書) 部分	昭和一九年度書類綴(戦時下の文書四五点)	昭和三年三月一四日火災ノ為罹災者御見舞金と見舞状	共同耕作桑園	決算報告書綴
縦一	状二	縦一	状一	状一	綴四五	縦二	縦一	縦一
江戸時代	卯三月	江戸時代	戊年一二・一八	無年	昭和一八・一二・二八 一九四三	昭和三・三・四 一九二八	大正一四	大正一四・一・一四
						脇ヶ畑村保月区 長 森本徳弥	字保月蚕業組合	保月御摘係

101	100	99	98	97	96	95	94	整理番号	文書番号	史料名(内容)	形態数量	年代	差出(作成)人	請取人		
132	129	80	79	76	77	75	73			地券取調記帳	縦一	明治二〇・一〇・一 一八八七	犬上郡保月村 惣代山口平治郎			
積米利子収入簿	照西寺金銭出入簿	利息受取記	御摘毎年惣高控	付引記帳(小字名・地番・該歩・金額・氏名)	煙草作付反別と収獲見積り届	県令第九八号(法令遵守文書)				縦一	明治二一 一八八八	犬上郡保月村ほか 二ヶ村戸長役場	保月村々中			
縦一	横一	横二	横五	横一	状一	縦一	縦一			大正一四・一・一四 一九二五	大正六・九・一一 一九一七	明治三四・一 一九〇一	明治二四・一 一八九一	明治二二・八 一八八九	脇ヶ畑村作人 森本孫次郎	滋賀県知事 中井 弘
										同右	(保月御摘係)					

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)
座布団笠蒲団ノ回収実施ノ通知	春季清潔施行ノ件通知	納税団体設立奨励交付金送付通知	林業用産業価格特配酒割当配給通知	木炭増産用繩配給ニ関スル件	国債貯蓄割当通知	貯蓄ニ関スル調査ノ件依頼	杉坂道路改修ノ件	木炭搬出ニ関スル件
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
昭和一九・五・一一	昭和一九・五・九	昭和一九・五・三	昭和一九・四・二七	昭和一九・四・二三	昭和一九・四・二三	昭和一九・四・一五	昭和一九・四・一〇	昭和一九・三・一五
脇ヶ畑村長	脇ヶ畑役場	同右	脇ヶ畑村長	同村森林組合	脇ヶ畑村長	脇ヶ畑村役場	道路愛護会長	同村森林組合長
各集落会長	各集落区長	保月納税組合長	各字区長	保月集落会長	国民貯蓄組合長	同右	同右	各集落会長

〃	〃	〃	〃	105	整理 番号 整理 番号	昭和一九年度書類級内	112	111	整理 番号 整理 番号
(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	年 代	史料 名(内容)
昭和一七年度衣料切符回収ノ件	女子勤勞挺身隊推せん相成度件	集落会指導者練成会開催通知	国債貯蓄割当通知	飛行機献納資金取纏方依頼ノ件	飛行機献納資金取纏方依頼ノ件	状一	昭和一八・一二・二八 一九四三	江戸時代	乍恐書付以申上候 (当村道場は寄合で無任)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	昭和一九・三・二三	昭和一九・三・二三	和解文と地図
同右	同右	同右	脇ヶ畑村長	翼賛会支部長	差出(作成)人	同右	昭和一九・三・二三	昭和一九・三・二三	保月村庄屋横目 組頭
各字区長	各集落会長	保月集落会長	国民貯蓄組長	各集落会長	請取人	同右	昭和一九・三・二三	昭和一九・三・二三	閑野忠右衛門

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)
集落会長練成会開催ノ件通知	地方長官会議知事報告会参加方ノ件	軍用乾草供出ニ関スル件依頼	国債貯金割当通知	放牧場設備ノ勤勞奉仕出勤依頼	軍人援護資金募集ニ関スル件	ビール購入ニ関スル件	木炭生産増強督励ニ関スル件通知	木炭生産者常会開催ノ件
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
昭和一九・九・九	昭和一九・八・二七	昭和一九・八・二一	昭和一九・八・二〇	昭和一九・八・一九	昭和一九・八・一九	昭和一九・八・一一	昭和一九・八・一〇	昭和一九・八・三
脇ヶ畑村役場	同右	同右	同右	同右	脇ヶ畑村長	同右	脇ヶ畑村役場	脇ヶ畑村長
同右	同右	保月集落会長	各字国貯会長	保月集落会長	各字区長	各字配給係	辻中利一	同右

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	105	番号整理 枝整理	整理 番号	史料名(内容)	形態数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(05)							
杉坂道路改修ノ件	軍用乾草供出ニ関スル件依頼	馬鈴薯供出ニ関スル協議会開催ノ件	忘召兵壮行式興行ノ件通知	薪炭増産懇談会開催ノ件通知	国民学校住宅修理日誌メノ件通知	砂糖購入券ニ関スル件依頼	米穀配給日変更通知			史料名(内容)	形態数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一							
昭和一九・七・三一	昭和一九・六・二三	昭和一九・六・一五	昭和一九・五・二四	昭和一九・五・一九	昭和一九・五・一四	昭和一九・五・一三	昭和一九・五・一二 一九四四							
脇ヶ畑村道路愛護会長	同右	同右	脇ヶ畑村長	脇ヶ畑森林組合	脇ヶ畑村長	同右	脇ヶ畑村役場							
各字集落会長	保月区長	同右	辻中利一	保月集落会長	同右	各字区長	各集落会長							

〃	〃	〃	〃	〃	〃
(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)
戦没者遺族慰問使出連方ノ件	現役兵壯行式ニ関スル件通知	(集落会長並組長常会開催ノ件)	主要食糧賃加工統制実施ノ件	杉坂道路改修工事施行ノ件	煙草割当配給制度実施要項
状一	状一	状一	状一	状一	暨一
昭和一九・一二・三	昭和一九・一一・二二	昭和一九・一一・一三	昭和一九・一一・七	昭和一九・一一・五	昭和一九・一〇
同上	脇ヶ畑村長	脇ヶ畑役場	多賀町長	村道路愛護会長	大阪地方専売局長
保月集落会長	保月区長	保月集落会長	区長	集落会長	保月集落会長

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	105	整理 番号 整理 枝番
39	38	37	36	35	34	33	32	
水害道路復旧総常会開催ノ件	集落会長隣組長会開催ノ件	三上神社奉賛会進納金依頼ノ件	国債貯蓄割当通知	方面委員候補者選出ノ件	応召兵壯行式挙行ノ件通知	応召現役兵壯行式挙行ノ件	十月ノ常会徹底事項通知ノ件	史料 名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態 数量
昭和一九・一〇・三〇	昭和一九・一〇・二五	昭和一九・一〇・一六	昭和一九・一〇・一四	昭和一九・一〇・一三	昭和一九・九・二三	昭和一九・九・二〇	昭和一九・九・一三 一九四四	年 代
同右	脇ヶ畑村長	脇ヶ畑役場	同右	同右	同右	脇ヶ畑村長	翼賛会激賞支部 長	差出(作成)人
土木係辻中利一	同右	集落会長	国民貯蓄組合長	各字区長	保月集落会長	保月区長辻中利一	各町村支部長	請 取 人

14	13	12	11	10	9	8	7	6
14	13	12	11	10	9	8	7	6
(五僧村との奥山山論につき願書)	年貢相改下帳(控)	(一月二三日御齋参加願書控)	(五僧村との奥山山論裁許不服につき再願書)	一札之事(商人衆荷物庭賃銭につき)	(向之倉村領室之谷に多賀之庄八ヶ村立入有無御尋に返答書)	(多賀庄八ヶ村との山論絵図相違につき糾明願書)	(保月村と多賀之莊山論立合絵図控)	保月村と多賀之庄八ヶ村山論裁許申渡し状
状一	堅一	状一	堅一	状一	堅一	堅一	図一	状一
天保一四・七・一	天保一四・六・二六 一八四三	文政五・九 一八二二	文政四・閏五・一二 一八二一	文化一・六 一八〇四	寛政二・二・七	寛政二・二・五	寛政二・二・五・一一 一八〇〇	寛政一・一・一二・一六
庄屋庄平ほか二名	庄屋林八代ほか一名	保月村惣道場照 西寺門徒惣代	庄屋伝左衛門ほか三名	濃州時山村庄屋浅右衛門ほか二名	向之倉村庄屋次郎右衛門ほか一名	庄屋孫九郎	保月村	(彦根藩)藤野五兵衛ほか六名
同右	奉行	上田織部	奉行 代官所	保月村役人衆中	同右	代官高宮源三郎	土田村庄屋	保月村

21 保月山論文書(県立図書館)

この文書は保月村の共有文書同様、多賀庄八ヶ村と

の山論ならびに五僧村との土地争いが中心に採取されている。ほかに美濃時山村との茶の取引関係文書や「日光法会人足指出し断り願」などは興味深い資料である。この文書は県立図書館所蔵の三四点である。

三六一二 保月山論文書目録

整理文書 番号	整理文書 番号	史料名(内容)	形態数量	年代	差出(作成)人	請取人
5	5	保月村絵図控	図一	寛政二・一・六	庄屋孫九郎ほか二名	同右
4	4	(多賀之庄村々との立合山境界につき願書)	状一	寛政二・一・五 一七九九	庄屋孫九郎ほか五名	奉行
3	3	災害寛書	状一	寛政二・一・二 一七八九		
2	2	村内寄合道場看坊建立願書控	状一	享保二・三・四 一七二八	保月村庄屋権兵衛ほか二名	奉行
1	1	口上(五僧村時山村山論につき保月村領内通過願書)	状一	寛永二・五・一三 一六二五	濃州時山村 河添清右衛門	保月村惣中

31	30	29	28	27	26	25	24	23
31	30	29	28	27	26	25	24	23
屋預けの村人赦免願書控	(五僧村と山論出入につき下小屋預けの村人赦免願書控)	(五僧村と山論出入につき下小屋始末返答書下書)	(五僧村と山論出入につき下小屋屋預け赦免願書下書)	(五僧村との山論につき下小屋預け赦免請書)	(五僧村との山論一件につき下小屋お預けの村人赦免願書下書)	(五僧村との山論裁許不服につき嘆願書)	(五僧村との山論裁許不服理由問い合わせにつき返答書控)	(五僧村との山論裁許村人不服につき再検討願書控)
状一	堅一	状一	状一	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一
安政四・一〇・一	安政四・八・二七	安政四・八・二七	安政四・八・二一	安政四・八・一二	安政四・七・二六	安政四・七・二六	安政四・六・二四	安政四・六・二二 一八五七
庄屋伝左衛門ほか二名	孫次郎ほか三名	十蔵ほか三名	平左衛門ほか一名	平左衛門ほか三名	保月村	庄屋伝左衛門ほか三名	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

22	21	20	19	18	17	16	15	整理 番号 文書 番号
22	21	20	19	18	17	16	15	
書控	(五僧村との山論裁許不服理由と年貢減免願書下書)	(五僧村との山論裁許請書提出と年貢減免願書控)	(五僧村との山論裁許状)	(五僧村との山論一件綴)	(保月村庄平など郷宿下用米未返済につき呼出願書)	(割当山交換願書控)	(奥山論裁許再願書)	史料名(内容)
堅一	堅一	堅一	状一	綴一	状一	状一	状一	形態数量
安政四・六・六	安政四・四・五 一八五七	安政四・五・二八	安政四・五・二六	安政四・四・五 一八五七	嘉永六年七月 一八五三	天保一五・五 一八四四	天保一四・七・二六 一八四三	年代
庄屋伝左衛門ほか三名	三役人・惣代	庄屋伝左衛門ほか三名	(彦根藩)安平右・今十郎右	保月村(作成)	下魚屋町菱屋十右衛門	同右	庄屋庄平ほか二名	差出(作成)人
同右	同右	奉行 代官所	保月村庄屋ほか		代官所	同右	奉行	請取人

整理番号	文書番号	史料名(内容)	形態数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人					
34	33	32	34	33	32	34	33	32	34	33	32
		書)									
		(日光法会人足指出し断り記録									
		書)									
		山地境界押領の訴伺	縦一	元治二・四・六 一八六五	栗栖村組拾五ヶ 村惣代	奉行(大久保与左 衛門三浦半蔵)					
		山地価御下げ嘆願届ケ書	縦一	明治七・二・二八 一八七四	惣代川添治平ほ か一名	滋賀県令 松田道之					
			縦一	明治九・一・二二 一八七六	戸長北村久三郎 ほか一名	滋賀県権令 箒手田安定					

三 古文書解明

わり、会所の整理にも苦勞した。

5、頭人の記録

栗栖村の松次と敏満寺村の喜右衛門は、それぞれの村から出た馬頭人で、松次は栗栖から一円を経て彦根街道を大堀高宮に達し、喜右衛門は敏満寺村から駕籠で高宮へ行き、高宮、拍地蔵両休息宿にて小憩の後、当日の渡御コースにかかるのであるが、克明な記録に敬仰の念を深くする。甲頭倉の甚五郎の記録は六月の御神事に関するもので貴重である。頭人持参物として各方面への心配りに胸を打たれる。

6、疾風災難雑録

①向山下町の町中定書はよく世相を伝えているし、②片川筋の水論はきわめて簡潔に「おそれながら言上」と題してその経過を説明している。③城貝文書は安永の大火、京都大火、八ッ尾山など庶民の見た町の様子が手に取るように分かる。④彦根ご領分の高付帳と久徳村の高書帳とを比較検討して藩財政の破綻の危

機をうかがう。⑤人別送り手形は現在の戸籍・住民票に相当する重要なものである。⑥直幸（まこと）の善政では、天明の飢饉直後彦根第一〇代の藩主となった直幸が全国的な飢饉の影響をよそに善政を施した。その様子を多賀の庄屋が語る。

7、みどりの雑記

①山論七四年間の結末―五僧、保月の山論について従来保月資料のみを見ていたが、五僧村資料を新しく取り上げ公平を期した。②八ッ尾山一帯の監理体制を城貝文書と上池文書で明らかにする。③富之尾瑞光寺に伝わる頼朝の寄進状の解明文を紹介する。④検地帳または水帳はよく使用されるので破損も進むものであるが、それを防ぐものとして案出されたものが「写し」で、久徳のものは取り扱いに慎重を期している。⑤將軍家の本封返りは多賀大社で祈禱が行われ、彦根藩からも多数の代参があり、その世話はすべて村でした。その実情がよく分かる。⑥敏満寺山口家の甚平の

文章中、子および巳の免割は村の実情を知るうえで興味深いので考え取り上げた。

第二部

この項はいわゆる地方文書の中から、奥川委員の整理によるもので、初めにその大要を述べ、次に各テーマ別に述べる。

その順序は、次のように年代順によることにした。

1、行政組織

初めに「庄屋渡帳目録」を掲げる。これによって庄屋の職能、その他仕事の内容を知り行政組織の大本を知ることができる。なお農民統制の定として寛永一一年（一六三四）一般庶民の着衣まで制限している。また出屋敷「尺仏」出願の文書で、安永五年（一七七六）八月藤瀬村六人の農家が出屋敷を出願し、許可されて開設し、現今三一戸の本郷を凌ぐ集落となっている。

2、通達と触書

その重要さもさることながら、面白いのは通知の組織と所要時間に言及したことである。

3、天保の改革

天保の改革については八重練地区に残る改革文書をもとに、江戸での幕政をうんぬんすることなく身近な「天保改革お触面諸事儉約帳」をみて、当時の八重練地区民の身の処し方を窺うかがふことができる。なお天保の改革では種々の面での改革をはかったが、物価の値下げがその証拠で、八重練に残る「二割下げ覚」では、割木、柴、筵、木材などが細部にわたって二割下げ値段を明記している。

4、助郷事情

寛文九年（一六六九）栗栖村の「海道人足免除願」をはじめとし、慶応四年（一八六八）犬上郡南畑一三ヶ村から出た助郷人足免除の歎願書等と、もう一通は藤瀬村ほか一二ヶ村あての鳥居本宿の人馬継立賃その

他の請求書が主なものである。

5、職業奨励

(一)油職—油は昔から主として灯火用に供され、元禄八年(一六九五)以来株仲間が組織されたが、松宮文書は文久三年(一八六三)産物方から鑑札を受けるに際し、筋奉行からそれをお請けした文書が残っている。

(二)水車業—水車による精白は一つの産業革命ともいえる施設で、その開業については種々各方面の協力を必要とした。栗栖の文政五年(一八二二)の文章はその経緯を語るものである。

6、宗門改め

その関係書類のうち、弘化三年(一八四六)に切支丹改めに藤瀬村、川相村、一ノ瀬村の三村から奉行あての文書と、中筋地区宗門改め宿泊地を通知した文書である。

第一部 開発文書

1 天正時代の民政

古文書を整理していると、天正時代(一五七三—九

二)の民政を垣間見る文書が関係村々から出てきた。

ここにその文書を紹介して探究の資になればと考える。

目まぐるしく変化した戦国時代の後、秀吉により一応統一されたが、この間にあっても日常の中に民政は存在したのであり、その時々権力者はいかに対処していったのであろうか。焦点を変えて歴史を見ると、ことに地方史において興味があり、意義も深いと

いえる。

一一一 おそれながら言上

(栗栖共有文書)

一犬上郡いもし谷と中山水落峰限りニ

往古方四手村之領内ニ無御座候此山へ多

賀村立入草柴かり申候事由緒御座候、

然^{しむとこ} 旭ニ先年四手村之ものとも、此山へ多賀村

立入を申間敷由申^{申す間じき由}ニ付せんさく仕候、天正拾七年方

多賀村与四手村と両方伏見へ相詰、御

吟味之上ニ而同拾九年ニ先規之ことく四手村

多賀村両村之立合山と被^レ仰出候ニ付、両村

出合候而山ニせいとう仕置ニ証文取かわせ、尔今

両村計立合来り候処ニ、去年御検地之御
 さおを引請、栗栖村之領と申市門村
 久徳村大岡村八重練村右五ヶ村之立合山と
 新放成儀申かけ候事迷惑仕候御事
 一去ル拾七年以前卯之六月ニ八重練村之者
 此いもし谷ニ入ぬすミ柴仕候儀四手村ガ
 見付、かまを取候所ニ却而八重練村立合と申
 御公儀様へ訴状指上いわれもなき事
 申上候、其節四手村多賀村を被_レ召出、様子
 聞召被_レ分其上ニ又山之絵図を仕_レ持参_レ候
 様ニと被_レ仰出_レ候ニ付而則絵図を明細ニ作り
 指上御理り申上候へハ被_レ為_レ成_レ御覽_レ先規之ことく
 水落限りニ少も偽り無_レ御座_レ候御事、
 一此いもし谷之内ニ栗栖村之畑少御座候ニ付、此
 山を畠ニ相添候而栗栖村之領内と偽り成
 儀申上候此山ニおいてはまったく五ヶ村之立合
 由緒者少も御座有間敷候御事

一此山へ今月十一日二日ニ右之村人大勢相催し
 草柴かり取候、我ま成事仕何とも
 迷惑仕候御事
 右之趣被_レ為_レ聞召分_レ被_レ為_レ仰付_レ被_レ下候へハ
 雖_レ有可_レ奉_レ存候以上
 四手村
 (二六六七)
 寛文七年
 卯月
 多賀村
 御奉行様
 最初に紹介するのは栗栖共有文書であるが、寛文七
 年(一六六七)四月、四手村・多賀村から連名で奉行
 所に提出したものである。両村は栗栖村とも深い関係
 にあった事件のため、奉行所提出の写しを栗栖村へ送
 付しており、栗栖村は同文書を保存してきたと考えら
 れる。
 この文書によると、天正一七年(一五八九)多賀村と

四手村の山論の解決のため、両村は伏見へ詰めたと
 うことである。伏見へ召し出されたのである。この山
 論は同一九九年に解決し、両村は証文を取り交わして事
 一 二 佐和山城を預かった者ども

件は終わった。天正一七年は秀吉が全国統一事業を進
 める過程にありながら、山論という民政問題を中央の
 伏見で解決したことは、見方によると異常とも思える。

年 月	佐 和 山 城 主	京 都 所 司 代 等	多賀大社文書 番号は多賀大社叢書 文書番号
天文二一年九月 (二五五二)	百々氏		
永禄三年八月 (二五六〇)	百々藏之助戦死		
永禄四年三月	百々隠岐守戦死		
永禄四年三月	松原新三郎? (六角義賢の将)		
永禄四年四月	磯野員昌		
元亀二年三月 (二五七二)	丹羽長秀・河尻秀隆 (織田信長の将)		八八丹羽・河尻定書
天正元年七月 (二五七三)		所司代 村井貞勝	八七村井書状
天正二年三月 (二五七四)			九一丹羽書状
天正三年八月 (二五七五)			九三信長朱印状

年 月	佐 和 山 城 主	京 都 所 司 代 等	（多賀大社文書） 番号は多賀大社叢書 文書番号
天正九年八月 ○五八〇	堀秀政（羽柴秀吉の將）	所司代？丹羽長秀 京都奉行 桑原貞也 浅野長吉 杉原家次	九四信長朱印状 九六光秀禁制
天正一〇年六月 ○五八二			
天正一〇年七月 ○五八三	堀尾吉晴（羽柴秀吉の將）	京都奉行 杉原家次 京都奉行 前田玄以	九七秀吉禁制 九八信雄禁制
天正一二年二月 ○五八四			
天正一二年三月 ○五八五			
天正一三年七月 ○五八六			
天正一四年八月 ○五八七			
天正一六年六月 ○五八八	石坂康通・彦坂光景（徳川家康の代官）	伏見代官 長谷川宗仁 前田玄以	一〇二秀吉書状 一〇四秀吉祈願文 一〇六秀吉書状朱
天正一六年九月 ○五八九			

年 月	佐 和 山 城 主	京 都 所 司 代 等	（多賀大社文書） 番号は多賀大社叢書 文書番号
天正一六年か ○五八〇	石田三成（豊臣秀吉の將）	所司代 浅野長吉 前田玄以	一〇七正継書状 一〇八秀次下知状 一〇九長盛・長吉連署状 一一〇長吉書状
天正一七年三月 ○五八一			
天正一七年五月 ○五八二	石坂康通・彦坂光景（徳川家康の代官）	伏見代官 長谷川宗仁 前田玄以	一一二吉隆書状 一一四秀吉寄進状 一三二正継書状
天正一七年八月か ○五八三			
天正一七年九月 ○五八四			
天正一八年一〇月 ○五八五			
天正一九年四月 ○五八六			
慶長四年九月 ○五九〇	石坂康通・彦坂光景（徳川家康の代官）	伏見代官 長谷川宗仁 前田玄以	一一二吉隆書状 一一四秀吉寄進状 一三二正継書状
慶長五年九月 ○五九一			

当地方の民政の要は佐和山城を預かった者にあると考えるのはごく普通のことである。この分は表にして記述した。表のうち、上段に年月、二段目に城主、三段目は京における所司代、奉行等氏名、最下段は多賀大

社文書で、この年代のものがかなり保存されており、それらは『多賀大社叢書文書篇』に収録されている。参考のため記載することにした。文書は番号を付して整理され、本書にはその整理番号を記したものである。

堀尾吉晴が天正一三年（一五八五）七月から城主であるが、彼には民政の余地はなかったのであるか。前城主堀秀政の時代、天正一二年（一五八三）ごろと推定される久徳村と高宮村との水論の解決には、秀吉の決断を待った先例はある。

久徳左近兵衛尉殿へ
次いで、その期間はいままでであったのか明確でないが、天正一二年八月久徳左近兵衛尉へ秀吉が三、〇〇石を与えている。

一三 江州犬上郡内所々知行目録事多賀庄内

（家田家文書）

- 一 千四百五拾五石三斗 多賀庄
- 一 三百五拾三石五斗 一門庄
- 一 二百三拾三石 野田村
- 一 二百石七斗 大か
- 一 二百五拾石 四つのはた
- 一 五百拾五石 屋ねり村

合計 參千石

秀吉御墨印

（一五八三）
天正拾九年八月朔日

一四 林祝太郎氏所蔵文書

（岐阜県史・史料編 古代・中世四）

一 犬上郡・坂田郡・美濃国御蔵入

□目録 （影写本）

（表紙）

天正拾九年卯月廿七日

江州犬上郡

同さか田郡 御蔵入所々目録

みのゝ国

御代官

石田治部少輔

（表紙裏書）

「濃州安八之郡平野神戸□□」

江州犬上郡御蔵入目録

- 一 貳千三百貳拾八石三斗三升 尼子村
- 一 五百五拾八石三斗 さいし村（在土）
- 一 八百七拾貳石七斗九升 四十九いん村
- 一 九百參拾九石五斗四升 同南村
- 一 六百五拾八石五斗六升 小河原村
- 一 九百四拾八石壹斗九升 つら町

かわらの内

- 一 百拾七石二升 ならさき村
- 一 貳千石 かうら畑村
- 一 七百六拾壹石五斗二升 おうむら
- 一 貳百五十三石二斗 たけかはな村
- 一 七百四拾八石八斗九升 かなや村
- 一 九拾壹石五斗 しやうらく寺村
- 一 七百四石九斗三升 北大地村
- 一 千四石七斗四升 今村
- 一 千三百六拾七石三斗二升 西今村

一 四百五拾五石二斗 石島村

一 九百四石八斗 池寺村

一 千八百拾四石六斗 下郷

一 千七拾石 八丁村

一 五拾九石七斗 はちめ村

一 八百七拾壹石貳升 土田村

一 八百四石三升 大はし村

一 七百五拾六石八斗七升 よこせき村

一 五百拾石二斗九升 法養寺村

一 五百七拾五石壹斗 おさてら村

一 八百五拾石三斗 大ほり村

一 四百九拾五石八斗四升 たか村の内

一 百七拾石貳斗五升 一円村

犬上

合貳万貳千六百九拾貳石八斗三升

坂田郡

以下略

また、天正一九年（一五九一）卯月廿七日付けの、城

主であった代官石田三成の「御蔵入所々日録」を掲げたが、本町の場合、ならさき村・土田村・たか村のうち一円村が関係するだけであり（林祝太郎所蔵文書）、一方、天正一二年八月久徳左近兵衛尉の中で、二五〇石「四つのはた」に注目したい。このほか本町では、多賀庄・一円庄・屋ねり村（八重棟村）が関係するが、「四つのはた」は四手村であることが判明しなく、多賀・四手は久徳氏支配下であったことが判明する。しかしこの両村の山論はいつごろ起こったか明確でないし、天正一七年ごろまで久徳氏の支配がおよんだかどうか定かでない。その支配力の惰性はあったかもしれない。

一―五 豊臣秀吉書状

（二五八八）
天正十六年九月一日

（多賀大社文書 一〇六）

多賀社令ニ寄附ニ正宝寺参百貳拾余石事、為ニ神官旗奈構ニ私用ニ、諸神事懸行等退伝仕、堂舎及ニ大破ニ之由、言語道断曲事思食候。所詮神官共令レ停ニ止競望ニ、右

年貢米其方収納候而嚴重申付、入目可ニ勘状^(定)。猶堀尾帯刀左衛門尉、安威拱津守可レ申候也。

（附書）天正十六年（二五八八）
九月朔日

朱印（豊臣秀吉）

多賀

不動院

このように民政の背景を尋ねてみたが、ここに注目すべき文書があるので視点を不動院に移して考察したい。天正一六年九月一日付け秀吉の書状である。この文書は、多賀社に正宝寺三二〇余石を寄付したにもかかわらず、神官は私用をこととし、諸神事が行われず、堂舎も大破したという現状は黙止できないと秀吉の怒りにふれ、これからは不動院が神官に代わって執行するようにという朱印状（多賀大社文書）である。なお、佐和山城主堀尾帯刀左衛門尉等を遣わすとしている。

これで見ると、天正一六年ごろは民政といえども中央集権的な色彩が色濃く出ているようである。一方不動院としては秀吉の期待にこたえられる成果を挙げな

ければならない。

その後天正一九年（二五九一）四月二三日、秀吉は多賀庄内で三二四石を寄付し、そこは神領といい、神領（江戸時代も継承）の民政を不動院が扱うようになり、足許に起こった多賀・四手両村の山論の解決に一役を担うことになったのであろう。

一―六 四手村・多賀村立合山

（多賀共有文書）

御状拜見申候度々

被仰越候四手村

山内地蔵より奥

峰^(段之)事きき

わけ候条、惣中へ

可レ被^レ仰聞^レ候、異儀

あるましく候、恐々

（通許以上カ）

大音新介

（二五九二）
天正十九

八月廿一日

在判

不動院

御同宿中

大音新介が不動院へあてた文書（多賀共有文書）がある。大音新介なる人物の詳細は分からないが、他の大音関係文書によると、伊香郡大音村の出自と見られ、中央へ出仕していたものと考えられる。

不動院は地元の山論を解決するために、新介を介して運動していたものと見られるこの文書は、二年越しにやっと解決し、早速惣中へその旨達することを催促したのである。不動院は山論が決着したことに安堵感を覚えたことは間違いない、同時に地域への民政の取り組みの一形態を残したともいえる。

一―七 断り書

（多賀共有文書）

『本文』

写

熊申入候、仍今度者山之儀ニ付而互ニ存分申、然れ共
自前之被立木山之事候間、如先規^従從^{地蔵}おおく、
同南いもし谷之儀各可有御^対対^候、向後弥々可有^申申
談^候、

然上者自他郷罷立候へへ、為^二兩村^一堅政道可有^{仕候}為
其^一一筆申上候、恐惶謹言

四手村

(五九二)
天正拾九年十月廿二日

白竹 判

五郎 同

吉内 同

筋門太郎 同

源五郎 同

彦三郎 同

源八 同

菊若 同

文九郎 同

多賀村

御惣中

参

(注) 文政七(一八二四)甲申正月町祈禱ノ宝箱古記書
ニ而積リ是ニ写者也

大字多賀では、今も「町祈禱」の行事が受け継がれ
ている。各町では一月二〇日相寄って一年の勘定や重
要文書類の引き継ぎを行うのである。これら重要文書
は箱に入れられ次の役員へ引き渡す。この箱の中に、
当山論の解決を示した文書があるのでここに紹介す
る。新介の文書から二ヶ月経たものである(多賀共有
文書)。

以上、関係文書から天正のころの民政の姿をとらえ
てきた。そして政局安定の過渡期における民政の在り
方の一面を垣間見ることができる。

藤平次 同

与太郎 同

2 浄願寺文書

浄願寺(多賀町水谷)は芹川上流水谷口から彦根市
に向かう道の途中、上水谷にある古い寺であり、浄土
真宗大谷派に属する。しかしこの寺の経緯をみると
き、中世末期から江戸中期にかけて、一寺院、しかも
強大に見えた一寺院の願末が寺院存亡の歴史を明瞭に
記録したことを思うとき、全容を史料によって尋ねる
ことは意義あることである。

史料は比較的多く保存されており、事件の史料は断
片的に提供された感は拭い得ないが、史料を追った
後、反復することによって全容を把握し、宗派の変遷
を見ることが出来る。

そして、他の寺院も浄願寺ほどの劇的な変化はなく
ても、大なり小なり同様の影響を受け寺院相続の苦惱
はあったことと考えられるのである。

中世末期は江州の寺院は多く叡山の支配下にあった。
しかも中世期の多賀大社文書にもみられるように、頭
人を拒む八坂の勢力の強さの裏には、叡山の勢力関係
の介在を指摘されるなど、元天台宗の寺院が江州に多
いのである。

この浄願寺もその例にもれない。長浜市榎木町に浄
願寺がある。ここに過去帳が保存されており初代了存
から一四代勝遇(寛政六年—一七九四没)までの住職
が記録されている。同寺では五代善照(文亀元年—
五〇一没)にいたって大きく揺れた。湖国を遊説中の
蓮如上人(明応八年—一四九九—三月没)との出会い
であった。同上人の教化を受けた善照は天台を去り、
浄土真宗に帰依した。大変革である。善照はその活動
の拠点が湖北に多かったことから、水谷の浄願寺を榎
木町へ移し、水谷を通寺とした。恵光山浄願寺への移
転には現存の重要文化財や過去帳も移されたとされる。
現福寿山という山号の取得の過程は省略する。

信長の圧力によって浄土真宗などへの改宗が多いといはれられているが、蓮如をはじめとし、実如や証如の教化活動によるものも多かったと見るべきであろう。

ついでに、榎木浄願寺に過去帳があり、寛政四年（一七九二）から文政九年（一八二六）までのものが記録されており、江戸中期から後期にかけてのものを掲出する。浄願寺の門徒の範囲を見れば明白になるだろう。

浄願寺文書は四つに分類される。一つは前述のもので長浜榎木町の浄願寺にある過去帳関係にみるものである。次に浄土真宗に改宗以後、江戸幕府の方針もあり、同宗東西両派の対立がそのままに映された内容のものがある。今一つはこの寺独自の特徴といつてよく、井伊藩との交流のあるもので、井伊直孝（久昌院）から井伊直澄（玉竜院）それに井伊直興（長寿院）までおよそ一〇〇年間のものである。こうした厚遇の流れはその後も絶えることなく、彦根藩における新年

の儀にも上座の席を占めることが普通であった。

他のものは浄願寺自体に関するものである。また福寿山浄願寺（文明元年—一四六九 福寿山浄願寺となる）の住職は安富氏であるが、これは光濟寺（新潟県村上市）と浄願寺に伝わる系図から判明したのであるが、その中で、四国虎丸城主安富盛定は、秀吉の四国征伐の際秀吉について働いたが戦死した。そのため嗣子は黒田官兵衛孝高に預けられ、その一族は四散した。一族の中に秀吉に仕える老女がおり、その縁もあって、嗣子のうち勝誓と元家は、本願寺顕如上人から剃髪を受けて僧門に入り、勝誓は水谷の浄願寺を、元家は法名を浄乗と賜り光濟寺を創建したといわれる。時に、水谷は御影の下附を見ると文禄四年（一五九五）と推定される。

東本願寺教如の弟子勝誓は、安富姓初代とされる。教如はこの勝誓を浄願寺へ入寺させて、信長の圧迫などにより衰微した同寺を再興させようと意図したもの

と考えられる。

このように浄願寺文書は分類されるが、東西改派問題から説明を加えたい。

問題の主は高澄（高超）である。高澄は長浜大通寺住職靈藏院琢澄の三男で、四代目勝博に嫡子がなく、勝博の養子として浄願寺へ入った。勝博は元禄二年（一六八九）四月没し、三代目勝空は正徳三年（一七一三）死去した。この段階でどのような問題が起こったのか不明であるが、長浜の浄願寺はすでに西派であったのでこの影響があったのか、東西両派の対立はこの時代には厳しいものがあったのであろうか。

翌正徳四年（一七一四）五代目高澄は西へ改派した。この事件は門徒に大動揺を与えたのである。東に残ろうとするもの、住職とともに西派に衣替えしようとするものがあり、一刻に解決する問題ではなかった。その変革の流れは文書に見られる。

二一 恵光山 浄願寺 長浜市榎木町

初代	了存	延文五	(一三六〇)	寂
次代	了空	明德二	(一三九一)	寂
三代	祐心	応永三四	(一四二七)	寂
四代	円入	康正二	(一四五六)	
五代	善照	文元西	(一五〇一)	
六代	勝尊	天文二巳	(一五三三)	
七代	勝祐	天正元西	(一五七三)	
八代	勝理	文禄四未	(一五九五)	
九代	勝西	慶長一七子	(一六一二)	
一〇代	勝知	不詳		
一一代	勝舜	享保四亥年	(一七一九)	
一二代	勝寿	元文四未	(一七三九)	
一三代	勝禹	宝曆五	(一七五五)	
一四代	勝遇	寛政六寅	(一七九四)	
四代円入まで天台宗、五代善照から浄土真宗				

「過去帳抜粋」

寛政四年(一七九二)より

浄願寺秘蔵記 惠光山

彦根 木俣多仲

八町

枝村

沢村

雨降野

寛政五年(一七九三)

三月十日 惣左門

桃原村

三平子供五歳

藤瀬村

寛政六年(一七九四)

十月七日 助次娘

藤瀬村

寛政七年(一七九五)

正月六日 文右衛門妻

藤瀬村

正月六日 惣右衛門子供

大君ヶ畑

正月廿一日 彦四郎事

藤瀬村

二月廿日 文蔵者々

藤瀬村

享和元酉年(一八〇一)

三月廿九日 喜兵衛別家 川相村

極月九日 他門

忠兵衛入道 藤瀬村

享和二壬戌年(一八〇二)

七月廿参日 角治母 桃原村

享和三年(一八〇三)

霜月五日 久次右衛門 樋田村

十月拾九日 善左衛門娘さの 桃原村

十月拾九日 源左衛門嫁 藤瀬村

享和四年(文化と改元)(一八〇四)

五月拾七日 卯平 桃原村

九月拾貳日 介治右衛門 桃原村

文化二年(一八〇五)

十月二日 三右衛門 川相村

二月十八日 十五右衛門 川相村

五月二九日 平七 一ノ瀬村

十月朔日 金兵衛

川相村

文化三年(一八〇六)

霜月七日 忠兵衛子供

樋田村

八月十五日 長蔵孫

川相村

二月 元七事

藤瀬村

七月二十六日 利兵衛

川相村

八月朔日 喜兵衛伯父

川相村

九月二日 彦右衛門内

川相村

六月二十九日 政平子供

川相村

文化四年(一八〇七)

三月二十九日 市郎兵衛妻

川相村

正月二十五日 猪兵衛娘

樋田村

十月十三日 甚介

樋田村

霜月二十一日 喜兵衛

川相村

七月十五日 曾和右衛門

大君ヶ畑

文化五年(一八〇八)

二月四日 猪兵衛俵

七月二十四日 平太夫

十月七日 惣八 桃原村

八月 茂平次 川相村

文化六年(一八〇九)

霜月六日 喜八母 川相村

六月八日 喜右衛門穩居 川相村

六十五歳

文化七年(一八一〇)

正月五日 甚八穩居 川相村

六月十二日 乙弥母 川相村

七月二十九日 十五郎 川相村

文化八年(一八一二)

正月 新介妻 向之倉村

四月十七日 九左衛門事 桃原村

文化九年(一八一三)

七月二十一日 重次郎 藤瀬村

二月八日 清蔵 藤瀬村

八月二十七日 喜与八 川相村
 十月十一日 磯七 川相村
 十一月九日 甚八母 川相村
 霜月二十七日 治郎介母 樋田村
 文化十年(一八二三)

九月十三日 佐左衛門 川相村
 八月十四日 茂兵衛母 藤瀬村
 三月十日 元七 川相村
 十二月二十四日 文右衛門 藤瀬村
 四月十五日 佐兵衛母 一ノ瀬村

文化十一年(一八二四)
 正月十一日 与兵衛弟 桃原村
 九月二十四日 長八事 川相村
 三月十日 文蔵事 藤瀬村
 文化十二年(一八二五)
 正月二十四日 市郎兵衛母 川相村
 極月廿日 忠蔵母 川相村

霜月二十二日 孫治 桃原村
 文化十三年(一八二六)
 二月十一日 甚助 樋田村
 忠蔵隠居 藤瀬村
 八月十八日 喜兵衛妻 川相村
 文化十四年(一八一七)
 十月朔日 松右衛門隠居 向之倉村

文化十五年(文政と改元)(一八一八)
 八月 与兵衛母 桃原村
 八月十四日 文蔵母 藤瀬村

八月十五日 安兵衛 川相村
 七月十五日 平次子供 川相村
 文政二年(一八一九)
 三月十二日 甚蔵 川相村
 四月十九日 林蔵父 川相村

文政三年(一八二〇)
 政平 川相村
 九月十四日 惣利右衛門 大君ヶ畑
 惣助 大君ヶ畑
 文政六年(一八二三)
 二月十一日 源左衛門 藤瀬村
 三月十日 清吉 桃原村
 七月三日 惣利右衛門 大君ヶ畑
 九月二十七日 喜右衛門 川相村
 九月二十六日 勇蔵 川相村
 六月二十四日 作左衛門 藤瀬村
 八月十五日 文治 藤瀬村
 文政七年(一八二四)
 善蔵母 樋田村
 文政八年(一八二五)
 四月二十一日 喜兵衛 川相村
 正月二日 弥惣右衛門事 向之倉村
 五月四日 十左衛門隠居 川相村

正月六日 善八父 川相村
 四月七日 源右衛門 川相村
 九月二十七日 孫左衛門母 桃原村
 九月二十七日 半蔵 藤瀬村
 六月十七日 利兵治 藤瀬村
 十一月四日 安兵衛 川相村
 五月十二日 三右衛門子供 川相村
 文政四年(一八二二)
 七月十三日 甚助 樋田村
 霜月二十一日 弥右衛門 藤瀬村
 佐兵衛娘 一ノ瀬村
 文政五年(一八二二)
 六月六日 林蔵母 川相村
 八月十五日 喜右衛門 川相村
 六月六日 林蔵母 川相村
 六月二十三日 勇蔵 川相村
 九月十六日 七蔵父 川相村

文政三年(一八二〇)
 政平 川相村
 九月十四日 惣利右衛門 大君ヶ畑
 惣助 大君ヶ畑
 文政六年(一八二三)
 二月十一日 源左衛門 藤瀬村
 三月十日 清吉 桃原村
 七月三日 惣利右衛門 大君ヶ畑
 九月二十七日 喜右衛門 川相村
 九月二十六日 勇蔵 川相村
 六月二十四日 作左衛門 藤瀬村
 八月十五日 文治 藤瀬村
 文政七年(一八二四)
 善蔵母 樋田村
 文政八年(一八二五)
 四月二十一日 喜兵衛 川相村
 正月二日 弥惣右衛門事 向之倉村
 五月四日 十左衛門隠居 川相村

文政九年（一八二六）

長蔵 川相村
 新介 向之倉村
 定平 川相村
 五月二十九日 孫左衛門 桃原村
 八月十三日 松右衛門妻 向之倉村
 弥惣右衛門伴 向之倉村
 八月十二日 久左衛門 川相村
 喜与八 川相村
 喜三郎妻 川相村
 新介 川相村
 三右衛門 川相村

二一 二 乍恐口上書ヲ以御願申上候 犬上郡保月村
 （保月共有文書）

一 当村家数九拾卷軒御座候
 内

八軒ハ 四十九院村唯念寺門徒ニ而御座候
 式軒ハ 平田村明照寺門徒ニ而御座候
 残而

一 卷軒 村中寄合道場御座候
 右之道場ハ十七年以前辰ノ年迄ハ水谷村
 淨願寺四十九院村唯念寺平田村明照寺東西
 三ヶ寺寄合道場ニ而御座候處、件之道場先年
 村方出入出来仕、淨願寺且那分之者共不レ残
 八拾軒余十七年以前辰年西本願寺へ歸
 参仕、其節

御公儀様江御届有レ之上金剛寺村誓念寺
 御預ケ、依レテ宗門御改無滞相濟来り申候、一
 然処右之道場唯念寺と明照寺式ヶ寺寄合
 道場之様ニ罷成、今ニ道場無住ニ而難儀迷惑ニ
 奉レ存候、從
 御公儀様御回状被下置候砌、村中無筆成者共ニ而

別

而迷惑仕候、其上村方之もの共相果申候節、遠路雪
 中砌、誓念寺迄申遣候儀旁以迷惑仕候、あわれ衆
 御慈悲之御了簡ヲ以唯念寺明照寺誓念寺
 三ヶ寺之寄合道場と從ニ
 御公儀様被為ニ仰付被下置候道場ニ仕、看
 坊相立申度願上候

右之通毛頭偽不申上候、如何様共御慈悲之上願
 之通

被為ニ仰付被下置候ハハ、村中共難有忝可奉レ
 存候、
 依レ之村方役人之もの共乍恐連判仕口上書ヲ以奉レ
 願候、
 以上
 〔七二八〕
 享保十三年

犬上郡保月村
 庄屋 権兵衛
 横目 次左右衛門
 申四月

組頭 三九郎

御奉行様

二一三 奉願上候
 （保月共有文書）

裏方末寺同国四十九院唯念寺
 村道場ニ而法用相勤候所、享保年中四十八軒之者共、
 同村外門徒と及異論ニ候儀有レ之
 御本庁へ帰参仕候、依レ之對裏方寛延元年照西寺
 建立仕、五尊象^{（像之）} 御免候、尤困窮之者共ニ御座候得共、
 其以来御飯料永代經志初穂物等取集銀子五六拾目
 斗年々不レ闕ニ上納仕候而御切手被下置候御宮講衆中
 之
 相判致来り候得共、隣村ニ為指由緒も無レ之又格別之
 志芳も不ニ差上候而御齊御召出シニ預り候村も有レ之
 候得者

照西寺惣門徒共大ニ敷敷存候、何卒以御慈悲以來
 十一月廿三日御齊御召出シニ被仰付被下置候ハハ

同村裏方

門徒へ対シ、外聞旁有難奉存候、然上者例年上納物之外ニ

当年ヨリ御念為大豆料と少々つゝ御冥加上納仕候、

何卒

願之通被仰被下候様奉願上候、此段乍恐以書付

御願申上候以上

近江国犬上郡保月村

〔八三三〕
文政五年

惣道場

午九月

照西寺

門徒惣代

四郎次

甚四郎

上田織部殿

嶋田主膳殿

鈴木外記殿

右之書付九月二十二日ニ指出候所十月二日御免有之

候

十一月廿三日御齊 江州保月村照西寺門徒式入ト

寅右衛門呼出有之候

照西寺代四世靈晃

記

二一四 照西寺の寺歴

元龜元年

〔五七〇〕

照西寺正恩、真宗に改宗（元天台宗

天正四年拾弍月

〔五七〇〕 十日

教如照西寺を唯念寺の門下とす。

（美濃教化の途次）

正徳二年以前

唯念寺門徒 八軒

〔七二二〕

明照寺門徒 二軒

寄合道場

淨願寺門徒 八拾軒余

淨願寺門徒西木願寺へ帰參

正徳二年辰

八拾一軒

公儀へ届け 誓念寺預けとなる

正徳四年

保月村道場立合（淨願寺〔長浜〕）

寄合道場は唯念寺・明照寺二ヶ寺の

道場のように

享保年中

四拾八軒の者「外門徒と異論に及

び」西へ帰參

寛延元年

照西寺建立

寛延元年

信受勝念寺（新潟）より照西寺へ、

曼陀羅等持參

寛延二年

信受西木願寺派に改宗（新庄村〔坂

田〕建物移転）

文政二年五月

誓念寺道場・門徒除外（照西寺より

參拾兩）

文政五年九月

「御斎御召し出し」要望

〔八三三〕

二一五 乍恐以□上□奉願候

〔文政〕江州中 水谷淨願寺後住之儀近年度々御願申上□

御木寺様御苦勞ニ罷成候ニ付我々共より御相応之

〔文政〕緒御願申上候ニ、先達而被仰付候依之
〔文政〕之儀承合候共、指当存寄之御方及無御座候
〔文政〕尻宰相様御次男御座候様ニ承申候、幸淨願寺
〔文政〕之御方ニ御座候得者乍懼御相応之様ニ
奉存候
〔文政〕御方後住ニ被仰付被下候様ニ門徒
〔文政〕奉願上候、此趣宜被及御沙汰ニ無相違
後住
〔文政〕御免被成下候ハハ門徒中何哉難有
〔文政〕存候以上

淨願寺留守居

〔七二二〕 享保六年 丑十二月

安居藤右衛門 印

門徒 靱居友□□

同 戸田九郎右衛門

惣門徒中

横田内繕殿

二一六 以三口上書願上候事
兼日御願申上候儀ニ付先達而四ヶ寺江
御意之趣御書被_(遣)仰付候処、明性寺

内談之上先比再三以書狀御断被_(申)上候、
此御返答被_(差)下候得共、道中間違拜見
不_(レ)致候、月廻之儀ニ候得者、別而私願願可_(申)上と存

上京仕候、当暮諸私拾貳貫目無_(御)座候へ者
仕舞難_(レ)成難儀ニ存候、何とそ右之銀只今
御拝借奉_(願)上候間

御前宜御披露願入存候、以上

淨願寺

十二月廿日 高澄

下間刑見殿

二一七 端書無_(レ)之

今度其方儀自得度
並住持相統願之通

及三言上候処、則被_(レ)成

御免_(御)礼首尾克

相濟候間、各難_(レ)有被_(レ)存

弥法義無_(レ)油断_(レ)被_(レ)相嗜

御尤候、猶以御寺法之通

被_(レ)相守候儀肝要之

御事ニ候也

下間少進法印

元文二丁巳年

三月廿四日

花押

近江国犬上郡水谷

淨願寺 勝空

門徒中

二一八 口上
今度淨願寺様思召

有_(レ)之候ニ付、去年五月

西江御婦參被_(遊)早速

御礼等首尾能相濟則

西御本寺様より彦根

御役人方江段々御附届ケ

有_(レ)之 御公儀ニ御聞

届ケ被_(レ)成別条無_(レ)之候、

尤水谷淨願寺様儀者

西本願寺御末流ニ御成候

各ニもずいち被_(成)御婦參

可_(レ)有_(御)元ニ候ハハ、御寺ニも

御満足可_(レ)被_(思)召候、去年

御婦參之祠、早速右之趣

可_(レ)被_(仰)触とニ思召候得共、

何故御所存之程御計

被_(成)かたく被_(為)及_(延)引候

志かと淨願寺西

相立中候、依_(レ)之彦根

町_(御)改判形御触被_(成)候、

御婦住も追付可_(レ)有_(レ)之間、

右御知を被_(仰)付候御用心

方々為_(御)心得_(申)入候 以上

西本願寺末

水谷淨願寺内

正月十一日 安居藤右衛門

下水谷

御門徒衆中

二一九 一札之事

一其村御直參御抱地養照寺義

先年四十九院村唯念寺殿江代判

被_(仰)付置候処、此度拙僧婦參

御免ニ付当寺江代判御預ケ被_(仰)

付候、依_(レ)之養照寺義御本山

様より為_二役僧_一住持被_二差下置候
得共、未公边相濟不_レ申候間老兩
年之内ニ、拙僧相働公边相濟
候様ニ可_レ致候為其一札如此ニ候以上

水谷淨願寺

(一七四八)
延享五年

勝空

七月十一日

金屋村

惣門徒中

婦依可_レ仕候為_二右御返答_一如此ニ候

以上

(延享五年乙)
辰七月十二日

金屋

門徒中

□通寺殿

披露

二一〇 一札之事

(ニシツキ)
一御寺西附ニ御座候所、此度当御木山へ

御附被_レ成候ニ付、依_レ之私共儀先年当

御木山附之時分御門徒ニ而御座候故、只今

御寺へ婦參致し候様ニ被_二仰聞_一御尤ニ存候、

然共今以早速婦參雖_レ仕候、兎角

先年御寺当御木山附ニ御座被_レ成候

時分之御門徒衆不_レ殘婦參被_レ致候ハハ、

当村唯念寺預り門徒之分不_レ殘

二一〇 以_二書付_一御届ケ申上候

此度水谷淨願寺様御婦參

御免ニ付、我等共先年之通、水

谷江婦依仕代判御願可_二申上_一与

門徒中得心之上、御本山御下知

之趣奉_レ畏候、向後淨願寺様江

御寺へ婦參可仕候、為_二後日_一一札如_二件

(一七四八)
延享五年

犬上郡川相村

辰七月

唯念寺預り

門徒中

回り道場番

本右衛門 印

水谷村

淨願寺様

二一一 以_二書付_一御届ケ申上候

一犬上郡四十九院村唯念寺江先年拙寺末寺門徒

之儀本山より御預ケ被_二成置_一候処、此度拙寺江立婦

り

候様ニ、本山より御下知被_二成下置_一候処、右唯念寺

より如何

様ニ申談置候哉、尔今相戻り不_レ申候、依_レ之右之

村々桃原村、向之倉村、保月村、大君ヶ畑村、河相村、

大尼子村、飯満寺村右七ヶ村者唯念寺江預ケ門徒ニ

御座候処、万一宗旨之儀ニ付何方より何様之儀

御届ケ申上候共、一切御取上ケ被_二成被_一下間敷奉_レ存

候、

猶又此段本山表よりも追而可_レ被_二仰遣_一儀ニ御座候

得共、

先達而以_二書付_一を御届ケ申上置候、以上

(一七四八)
寛延元年

水谷

辰十月

淨願寺

寺社御奉行所

二一二 以_二書付_一御願申上候

当寺先住高超代致替派候而より以来小門徒ニ相成及_二

衰

微_二候_一、只今ニ而者如_二古代_一東方江戻り申候而本寺向格

式如先規ニ

御座候得共、右替派より水谷ニ而寺役難相務り袋町通

院ニ

引越罷有候、先年御願申上通、院堂建立企仕作事等
段々致出来候、然共松木材来致、私底指物等致、
手問候

故今少之処成就難致御座候、依之別紙之通之御材木
御寄附被遊被下置候様ニ仕度奉存候、乍憚先祖之
住持共御由緒茂御座候当寺之儀ニ御座候而先規通院

類焼後建立之節、揚木御材木被下置候、例格茂御座候
則由緒書之写入ニ御披見申候間、何卒願之通ニ御寄附
被

下置ニ建立成就仕候様ニ偏奉願上候 以上
(二七五五)
宝曆五年 乙亥四月廿一日 水谷村

浄願寺

寺社御奉行所

保月共有文書のうち享保一三年のものと文政五年の
二つを紹介し、その経緯を表にまとめてみた。これで
見ると、保月村では正徳二年辰年には浄願寺門徒八〇

軒余が、高澄の改派以前に播れ、西本願寺へ帰参して
いたことが知られる。これからも西派への改派の波が
かなり大きく寄せていたことを知る。

こうした中にあっても浄願寺本寺の中で、東へ残留
の工作が強く行われていた。

第六世勝澄は母(五代目嫡女)円誓とともに京都六
条東本願寺に詰め、享保六年(一七二一)に彦根通寺
(彦根市袋町浄願寺)で東派として本願寺から許可さ
れている。ちなみに通寺は万治元年(一六五八)の造
立である。その嫡男秀意も祖父高澄が元文二年(一七
三七)三月二四日死亡の後、東本願寺から得度と相続
の許可があり、法名を勝空(第七世)と改めた。

一方水谷の浄願寺を預かるのは安居藤右衛門であっ
た。享保六年(一七二一)一二月、横田内膳に送った
文書では、浄願寺が通寺(彦根袋町)で東派へ留まる
工面をしている間、水谷浄願寺後住の人連依頼をして
いる段階であるが、正徳四年(一七一四)西へ改派以

来門徒と浄願寺本寺との確執が続くのである。

元文二年(一七三七)高澄の死とともに寺側の攻勢
が激しくなる。それらを紹介するが、同時に門徒側の
抵抗がいかに強かったかを知ることできる。その時
機は延享五年(一七四八)同年七月二日寛延と改
元)であった。正徳四年西へ改派以後三十数年を経て
いるのである。この間、寺と門徒の駆け引きや確執、
西へ改派しても元の東派へ戻したいという寺側の執念
は見事というべきだが、門徒の流れを把握することは
できず、文書にも見られるが、末寺九ヶ寺を抱えた
大寺院も長浜榎木村への移行や今回の西派の改派によ
り、一六ヶ寺の下寺(道場)がその去就を問われたの
である。

年号はないが一二月二〇日付けの高澄の文書がある
ので、参考のため付加した。

元文二年(一七三七)三月二四日、東本願寺から浄
願寺勝空および門徒中であてられたものは前述のとお

りである。

年号がないのでこの辺りのことは不明であるが、正
月一日、水谷浄願寺留守安居藤右衛門が、下水谷
の門徒にあてたものがある。

これを見ると、西本願寺へ改派しているにもかかわらず、寺側の意向がよく分からず、いまだに締めくく
りのない状態であるが、彦根奉行所の宗門改めの印形
の触れもあり、いずれも西派となると思うので心得て
ほしいというものである。留守安居居士のあせりも見
られる。

次に、延享五年(一七四八)七月一日、勝空が金
屋村門徒中にあてたものがある。

養照寺は金屋村にあるが、浄願寺文書の中にも養照
寺関係のものは数通以上あるが、結論的には、次の辰
七月一二日に、金屋門徒中から通寺にあてた文書に見
るとおり、東派の浄願寺へ帰依すると固い決意を示し
たものが見られる。辰年とは延享五年であると理解さ

れる。

ところで、門徒の巻き返しも強く、延享五年（一七四八）七月、川相村から浄願寺へあてた文書がその間の事情をよく伝えている。

唯念寺預り門徒中の回り道場番左右衛門は浄願寺へ帰参するようにと勧誘されるが、もとの東派当時の門徒が、残らず浄願寺へ帰参するなら東派へ戻るとおどしをかけたと見るべきものであろう。

この状況を察知した浄願寺では、その年（寛延元年）の辰一〇月になって、寺社奉行所へ訴えたのがこの文書である。

これによると、本山から東派へ帰れと下知があるにもかかわらず、唯念寺がどのようにいっているのか、門徒が戻ってこない。桃原村・向之倉村・保月村・大君ヶ畑村・川相村・大尼子村・敏満寺村の七ヶ村は唯念寺預りであるが、どのようなことが届けられても受け付けられないよう依頼し、いずれ、本山表からも要

請があると付け加えている。

この年辺りが東西両派所属のピークであるように見え、結局浄願寺本寺の願いは空しく終えることになり、宝暦五年（一七五五）四月の文書のごとく、水谷では寺役勤まりにくいので袋町通寺の再建を企て、材料の寄付を寺社奉行所に願い出ている。

以上で西派へ改派以降、長期にわたり寺側と門徒側の動静とその中にかがえる葛藤を見た。

浄願寺と井伊家

二一四 一札之事

恵性院

右は印具家元祖芳心之

妾腹

直孝公従兄弟也、俗名おなつ、

直孝公御代江戸奥方ニ被_レ指置_ニ久々

在府之処、其後彦根へ被_レ帰、其上相

願被_レ申何方へなりとも方付候様ニと被_ニ

仰付_ニ、物静成方ニ暮し度よしニ而

水谷村

乗願寺一代見性院へ婚礼有_レ之、

おなつ一代直孝公より百俵つゝ、

御合力米被_レ下、尤常々毎度拝領

物御尋有_レ之候、おなつ在府之節

若殿様方より徳右衛門方へ之御書

数通、何もお夏様御無事之旨

御加筆在_レ之候、後当地袋町

浄願寺之

通寺ニ而死去、日月不知

二一五 一札之事

玉龍院御像

一幅

右者 久昌院様御代印具徳右衛門娘お夏儀

久々江戸表江被_ニ

召置_ニ候上、養賢院様江被_レ為_レ対候、思召ニ而

御養女ニ被_レ為_レ遊何方へニ而も御嫁付可_レ被_レ遊段

ニ仰出候処、右お夏方物静成処ニ暮度

趣被_ニ相願_ニ候ニ付、御当地ニ御戻し被_レ遊相

寺七代以前住持へ被_ニ下置_ニ候、右お夏方

法名恵性院老後 玉龍院様よりも

被_レ奉_レ蒙_ニ御高恩_ニ候ニ付、御存世之内

被_ニ相伺_ニ候上右御像奉_ニ安置_ニ其後大切ニ御回向奉_ニ

申上_ニ居候

一智証院様御像 巻幅

右御像者 長寿院様御長子

岩丸様御像ニ御座候、是ハ御実母

中村惣左衛門女お為ト申人拙寺六代

以前称名院と申者へ妻ニ被_ニ下置_ニ候、此

儀ハ 長寿院様より恵性院老母ニ付

介抱之為、旁被_ニ下置_ニ候由ニ申伝居申候、

右お為儀法名恵光院ト申候、右御由

緒ニ寄此御像所持只今ニ大切ニ

御回向申上居候、

一智証院様御直筆御画 巻幅

右者 御当人様御逝去前御乳母

之姿ヲ御戯画被遊候由ニ而右忠光

院へ被下置候由申伝居候、黄ハ禅僧

ニ相頼認貰ひ申候由申伝候

二一六 以書付御届申上候

一久昌院様御代印具芳心之女お夏方を

久々江戸御奥方ニ被為指置被為

善賢院様ニ御養女ニ被為在御取立何方へ

成り共方付候様御意御座候ニ付、被相願候ニハ

物静成方ニ暮申度由被相伺候ニ付罷被為婦

拙寺五代已前之住持見性院妻ニ被下置候、右

お夏御方御由緒之儀ハ印具家之年譜にも

委相記有之候様ニ承り申候、依之当寺江被下置

候

節、為御合力米と二百俵つゝ御付被下置候、尤

常々毎度御尋拝領相等有之由申伝候、

お夏御方之御依用之御紋ハ、ア丸ニ橋少々葉造

元木も違ひ申候、別紙ニ紋形書付指上申候、於此

寺ニ

御長命被成改三号恵性院寺ニ申候、右恵性院

代御依用之御紋ニ御座候へハ、拙寺自用ニハ何も

相用不申候、御持参物ニ御座候得ハ、御年忌法会執

行仕候節、仏前ニ相用申斗ニ御座候、

一玉龍院様 御束帯之尊像 巻幅

右之御軸ハ恵性院御厚恩を被蒙候故、被

相伺見性院大切ニ安置仕候由申伝候、

一長寿院様御嫡子智証院様之 尊像巻軸

右之御軸ハ御逝去之後御実母中村惣

左衛門女お為と申人、拙寺四代已前任持称名

院妻ニ被下置候、此儀ハ長寿院様御内命

犬上郡水谷村

寛政十一年 淨願寺 印

未四月

神社

御奉行所

二一七 口上之覚

一前川代右衛門と申もの去ル以前ニ御老中様江御願申

上候

岩丸様御威光故、早速切通口御番人ニ被仰付私

身ニ対シ難有仕合ニ奉存候、其上御老中様方之御

之趣ニハ、只今ニ至て相応之儀も無之候間、先御

番人

御濟置被遊候由ニ御座候、尤 おかく様江も奉願

置候、

私大病ニ取り付き申候得者重而之御願もむなしく

罷成、残意ニ奉存候間、何とそ此度御取成被仰上

右

代右衛門儀年若ニも御座候得者 御手廻御奉公ニも被レ為レ召出ニ被レ下置候様ニ御取成被レ成被レ下候ハハ、未來迄之

御厚恩と忝可レ奉レ存候、其元様御存知之通代右衛門儀

段々御由緒も有レ之事ニ御座候者

岩丸様御追善ニも罷成り可レ申御儀ニ乍レ憚奉レ存候問、

何とそ御手廻り御奉公ニ被レ為レ召出ニ被レ下置候様ニ御取成

被レ仰上ニ可レ被レ下候、其元様方外ニ御存知之御方も無ニ御座候、

代右衛門幼少之時分

大殿様迄御目見をも被レ仰付候もの之儀ニ御座候問、

偏奉ニ願上候、為レ其書置如シスニ御座候以上

(一七三)

水谷

癸巳二月

惠光院

加田頼賀様

(注)「おなつ」がその主人公である。「おなつ」の出自については印具家の系図によるとされるが、彦根藩主井伊直孝の従兄弟という。別の文書には直孝の季女ともあり、今一つ明確でない。直孝に関係することは共通である。

後述するが、「おなつ」は長命でその老後の世話のため「おため」が井伊直興の心遣いで、浄願寺へ送られている。

「おなつ」は恵性院、「おため」は中村惣左衛門の女で恵光院が法名である。なお、文書中の法名を列記してみると、井伊直孝は久昌院、直澄は玉竜院、直興は長寿院であり、「おなつ」が嫁した見性院は勝誓であり、「おため」は享保五年(一七二〇)に死没するが、再録先の夫は浄願寺第五世勝博で法名を称名院と称した。なお、智証院は直興の子で岩丸といひ、一〇歳で貞享三年(一六

八六)三月江戸で逝去、豪徳寺に葬られた。

いくつかの関係文書のうち恵性院紹介のもの、年月不明であるが玉竜院および智証院像の解説文書、次いで時代は下がるが、寛政十一年(一七九九)寺社奉行所へ届けた文書を紹介した。ここでは、改派問題で揺れた内部事情を知ることができる。

次いで亡くなる七年前、恵光院が加田頼賀にあてた文書を掲載した。身内の者の就職依頼の内容であるが、当時の思考や世相の一面を伝えるものとして興味がある。

これらの文書と先の改派問題をオーバーラップしてみるとき、「おなつ」一代限り毎年一〇〇俵ずつ浄願寺へ贈られていた時代は、財政力もあり、藩のバックアップも期待されたが、「おなつ」の死によりその糸は切れ、西派へ流れる傾向は門徒中に見られたとはいえ、その打撃の大きかったことを見逃すわけにはいかない。なお、文化七年・文政五年に寺社奉行所へ届け出た浄願寺の僧俗は住職も合わせて、一二人(男七人、女五人)の規模であったことを追記しておく。

このほか浄願寺自体の文書があるが省略して以上で

浄願寺文書の紹介と解説は終える。主として、浄土真宗東西派の改派問題を取り上げたことになり、彦根藩との特殊な関係も改派に関係したかに見えるが、その他に改派問題は奥深い底流があるかに見える。今回の文書だけではその解決の一端を見ることも見方によっては不可能であったとも考えられ、今後の探究に大いに期待したい。

3 専行寺文書

専行寺（多賀町大字土田）に保存されてきた文書を専行寺文書と總括して、ここに大略を紹介して参考に供することにした。

本町の中世文書としては、胡宮神社・多賀大社のほか、この専行寺文書があり、他は数件あるにすぎない。このため同文書は本町の貴重な史料である。文書の九〇％は売券関係であるが、中身は実に多彩である。中世末期の世相の実態を浮き彫りにして余す所がない。

二、三取り上げてみると、国衙九斗代・公事・公方年貢・作職・夜番の売買・五割の利子・敏満寺へ納付する年貢・多賀庄公方・高宮藏人など高宮氏関係など、馬場氏の置かれた背景をうかがい知ることができ、同時に荘園の廃止への移行、敏満寺や多賀大社と

の関係や高宮氏との密接な接触が読みとれて興味深いものがある。その一部を取り上げて記載した。

このほかには、『多賀町史』に取り上げたが原文を示せなかったものの全文を紹介した。通史を参考にされることによってご理解いただけるものと思う。この中では「浅井三代記」に掲出された京極氏関係者の氏名があり、この点未研究も残るが、頼祐が述べているように、証文を基本として元禄二年（一六八九）子孫のため記述したということを信用して紹介する。実際史実と合致するところも多く、このことを踏まえてお許し願えると考える。

三一 売渡進私領田地之事

在江州大上郡土田前字能命国衙九斗代石別

合卷段者

舛定此内公方解在百文出之、此外無諸公事

三二 永代売渡下地之事

字百舛九斗代公方年貢、此内石別五斗石炭

合参段者

庄政所へ可入、其外ハ不可有之者

右件之下地者敏満寺運台坊雖爲二坊領、依有ニ離去急用一代銭六貫文仁限永代所ニ売渡、実正明白也、雖可ニ本証文相副取失一乱仁候間不ニ付渡候、万一号ニ本証文有仁鉢者可爲ニ盗人者也、然以上者雖レ後々代々不可有ニ違乱煩他妨者也、仍爲ニ後日ニ証文之状如件

（二五二四）
大永四年七月日

徳政（花押）

三一三 永代売渡私領田地新放券文事

在江州大上郡土田ノウラ人ヤトリ前サクウラソノミソノ南ノ元ニ在之年貢参斗石百土田殿ニ入其外諸公事無是

合卷段者

（二五二五）
永正十七年十月十三日

園堂次郎衛門尉
賣之（花押）

右件田地者守勵相伝私領也、雖然直依有ニ用要一代銭六貫文仁限永代売渡実正明白也、本証文式通相副申上者雖レ後々代々不可有ニ妨違乱煩者也、本寄進状雖レ可相副依有ニ地類不副進候、仍爲ニ後々状一如件

（二四八九）
延徳元年十二月廿日

守 勵（花押）

永代売渡私領田地並作職之事

字中多賀ウエホタ下也、此内半ハ
四斗請ツ
合卷段者

メ也、半ハ私領無ニ公事ニ地也

右件之私領作職者中多賀園堂次郎衛門尉先祖相伝之私領作職也、雖然依有ニ要用一代銭参貫七百文仁売渡所実正明白也、然上者雖レ後々代々不可有ニ違乱煩他妨者也、仍爲ニ後証之状如件

（二五二〇）
永正十七年十月十三日

園堂次郎衛門尉
賣之（花押）

右件之田地元者甚左衛門先祖相伝之私領也、雖然依
有ニ要用ニ代錢四貫文ニ売渡所実正明白也、然上者雖
經ニ子々孫々ニ不レ可有ニ違乱煩他妨ノ者也、但本証文相
添可レ進候ヘ共、依レ有ニ類地ニウラヲワリ進候者也、仍
為ニ後証ニ新放券文状如レ件

(四五二六) 土田甚左衛門尉
友 資(花押)
大永六年拾貳月廿一日

三十四 永代売渡申私領田地之事

卷斗七升八月定坊江入、字コアテ
合大此内小者 ノ木ニ在レ之元者、円入ヨリくれ
られ候下地也、

右件之下地者元妙慶下地也、依レ有ニ直要用ニ代錢七百
文ニ売渡所実正明白也、然上者雖ニ後々代々ふるとい
うニ共、於ニ子々孫々ニ違乱煩不レ可有者也、仍而為ニ後
日ニ之状如件

(四五二九) 妙 慶
享祿貳年十一月十五日 同兵衛大□

召者也、其時一言之子細申問敷候、仍為ニ後日ニ之状
如レ件

(四五三四) 新末彦九郎
元 重(花押)
天文三年十月日

三十七 永代売渡申作職之事

あさな下なかれた南ノなわ本より
合大者 北四反めなり

右件さくしき者けん二郎さくたりといへとも、要用
あるに仍、代錢五百文ニ永代うり渡申処しつ正明白
也、しかる上者後々まつ代子々孫々までもいらんわつ
らいたのさまたけ可有さる物也、仍為ニ後日ニしやう
如レ件

(四五三四) 天文三年十二月廿日 うりまけん二郎(略押)

三十八 永代売渡之事

(前欠也) 五郎左衛門尉に売渡申所実正明白也、然上者雖ニ經ニ後

三十五 永代売渡私領田地新放券文之事
字百舛石灰之下地新免之次南三反
之内式段也、公方年貢石別參斗三
舛三合三勺、其外不レ可有ニ諸公
事ニ者也

右件之田地之元者土田彦七先祖相伝之私領也、雖然
依レ有ニ要用ニ代錢貳貫百文ニ売渡所実正明白也、雖
可レ相ニ副本証文ニ依レ有ニ類地ニ付不レ進者也、然上者雖
經ニ後々代々ニ不レ可有ニ違乱煩他妨ノ者也、仍為ニ後証
ニ之状如レ件

(四五三三) 土田 彦七(花押)
天文貳年二月十一日

三十六 かり申御料足之事

合式貫五百文者

右件之御料足者来秋五文字加ニ利分ニ返弁可レ申者也、
若無ニ沙汰ニ仕候者我等管人孫七・弥三郎・中多賀兵衛
太郎治部此両三人之者共上候、猶子々孫々永代可レ被レ

々代々ニ不レ可有ニ違乱煩他妨ノ者也、仍為ニ後日ニ之状
如レ件

(四五三六) 中河原 小太郎左衛門(略押)
天文五年十月二日

三十九 永代売渡申河原井打替夜番之事

二番メヒル水也
合大番加者也 二番 ヤハンアリ

右件之番水者土田宗資先祖相伝之私領也、雖然依レ有ニ
要用ニ代錢七貫文ニ限永代売渡申所実正明白也、然上者
雖ニ經ニ後々代々ニ於ニ子々孫々ニ、不レ可有ニ違乱煩他
妨ノ者也、仍而為ニ後日ニ新券文証文之状如レ件

(四五三六) 土田藤四郎 宗 資(花押)
天文五年閏拾月十四日

三十一〇 永代売渡私領河原島之事

字邊かわら南(虫名) 地にかきり、
合式段者 北ハたて之下をかきり、中ニ反
無ニ公事ニ下地也

右件之河原島者土田藤四郎先祖相伝之私領也、雖_レ然依_レ有_二要用_一代銭老貫文仁売渡所実正明白也、然上者雖_レ経_レ後々代々不可_レ有_二違乱煩他妨_一者也、仍為_二後証_一状如_レ件

(五三七)
天文六年卯月日

土田藤四郎
宗 資 (花押)

三一〇一 一札之事

当社作事田之事園堂方より買渡下地也、字新庄内ホタ之内六斗請ツメ也、然共近年川成より無足候、雖_レ然右_二老斗五升請ツメニ相定宛置者也、不可_レ有_二聊無沙汰_一者也、年貢如_二前々_一作人より可有_二沙汰_一候旨惣衆儀に被_レ定者也、仍状如_レ件

(五三九)
天文八年己亥五月日

大社作事奉行中河原藤兵衛尉
元 家 (花押)

大社作事奉行河瀬菅兵衛尉
代因幡守 高 順 (花押)

園堂伊賀入道殿

まいる

(注) 代因幡守となっているのは多賀社衆議事書(文明一五年一四八三四月付け)によるものと考えられる
(多賀社文書)

三一〇二 多賀社衆議事書

(複製書)(四八三)
「文明十五年」

定 多賀大社御事書事

右子細者、今度河瀬菅兵衛方、背_二歳次第御法_一、依_二馬打次第并郡木座上相論_一、当日御察礼神輿御還幸被_レ押候條、言語道断次第候。自_二先規_一被_二定置_一候歳次第御法上者、氏郡相共不可_レ有_二承引_一候。若_二背_一此旨_一於_二仁昧_一者可_レ為_二同罪_一候。如_レ此一味仕上者、萬一以後菅兵衛方ニ同心仕候者、三所大明神可_レ蒙_二御罰_一者也。仍為_二後日_一事書之状如_レ件。

(四八三)
文明拾五癸卯月廿五日

者也、仍後日為_レしよんもん之状如_レ件

(五三九)
天文八年十二月日 車戸藤兵衛 宗 家 (花押)

三一〇四 永代売渡申野神しき地之事

合老畔者 字出口小地之次也

右件之下地者今まであれすてたる野神之屋敷ニ御所望之事候間、代銭三百文仁限永代売渡申_二実正明白也_一、若_二何かと申仁昧候_一ハ、我々さいはん可_レ申候、猶々六ヶ敷候ハハ本錢返可_レ進候、仍為_二後日_一状如_レ件

(五四二)
天文十一年五月廿九日 中東 家 政 (花押)

馬場宗左衛門殿 まいる

三一〇五 借用申米之事

合六斗者斗定也

右件米来秋五わり利分くわへ、返弁可_レ申者也、若_二無_一

今度神輿河瀬菅兵衛方江就_レ可_レ奉_レ振、縦雖_レ為_二末保仁昧_一、菅兵衛方於_二令_一合力_一者、交名注置、末代社家出入不可_レ叶候_一者也。仍為_二向後_一之状如_レ件。

同座ニテ被_レ定畢。

三一〇三 永代うり渡申しりやう茶園島之事

字アマネ之上他屋ニ者へ多也、公半也 方式斗一疋石也、此外しよ公事無_レ物也

右件之島者車戸藤兵衛せんそさうてん之はたけ成といふとも、しき用々あるに仍、代銭老貫文ニうり渡申所しつしやうめいはく也、然上ハ子々代々おふるとゆうともいらんわつらい他のさまたけあるへからさる物也、若_二さおいするきあらは_一、うり主としてさた可_レ申

新開駿河守 資綱 (花押)

宮戸備前守 忠直 (花押)

土田藏人丞 資直 (花押)

岡平人佐 貞吉 (花押)

(以下略)

沙汰申候者月木立こはしのつち一畔永代可被召者也、其時何かと不可申者也、仍借状如件、

〔五四二〕
天文十一年壬子十二月廿九日

いなは殿内
佐右衛門(略押)

(注) 刁は寅の略字

三十一六 借申米之事

合拾石者但八舛升定也

右件米者来秋五和り之加利並返弁可申者、若無沙汰申候ハハ此人數ニ堅可預御催足ニ者也、仍為後日之状如件

〔五四三〕
天文拾貳年十二月廿六日

土田兵五郎
資 久(花押)

九郎右衛門(花押)

五郎兵衛(略押)

助 (略押)

衛門四郎(略押)

衛門五郎(略押)

八四郎(略押)

衛門次郎(略押)

左近大郎(略押)

三十一七 借用申料足之事

合壹貫文者

右件料足者□月加四文字返弁可申者也、若無沙汰申候ハハかたくさいそく可預者也、仍為其状如件

〔五四四〕
天文十三年五月九日 土田兵庫郎 資 久(花押)

三十一八 永代売渡私領田地之事

江州犬上郡石灰庄ノ内、九条字出

合壹畔者 □北ノナハモト也

右件之田地ノ元者、土田中東雖為私領依有直用

三二〇 永代売渡中作職之事

字大クホノ下也、御地主ハ高宮

合壹段半者 藏人殿同そか殿御兩人也、但か

りわけ也

右件之作職者中河原之与三郎先祖相伝之雖為作職、依用要代錢三百文仁売渡中所実明白也、然上者後々代々雖経不レ可違乱煩ニ者也、仍為後日之状如件

〔五四七〕
天文十六年後七月廿八日 中河原 与三郎(略押)

三二二 永たいうりハたし申かわらはたけの事

四ふん一者

合一段也 かりわけ也

右件之かわらはたけハ中河原左近太郎初右衛門はたけたりトいへ共、ちきようあるに仍大むき四斗うりわたし申也、しかうへは子々たふふるいへ共いらんわつらいあるへからさ(以下欠字)

〔五四八〕
天文十七年十二月三十日

々代錢六百文仁限永代売渡処実明白也、然上者後々代々ふるとい共違乱煩他妨あるへからざる物也、万一此下地さおいあらへうり主してきた可申候、仍而為後日之せうもんノ状如件

〔五四四〕
天文十參年六月五日 中東家政(花押) 同孫九郎(花押)

三一九 永代売渡中作職之事

但字足ノ□丈六堂下地也、北ノク

ネ□□ノ年貢八斗五升ハ細満寺

合參段者 入四斗五升、同七丈多賀庄人公方

右件之作職者土田彦七先祖相伝之雖作職依有要代錢五貫文七売渡所実明白也、然上者雖経後々代々不レ可違乱煩他妨者也、仍為後日之売渡状如件

〔五四四〕
天文十三年拾二月廿二日 土田彦七 資 次(花押)

中河原初右衛門(略押)

三一二 預り申御料足之事

合五貫文 但御初尾銭利也

右件之御料足者(四五五)天文廿年歳六月より、毎年老貫文ツ、五年中仁返弁可仕候、仍預り状如件

(四五四) 新介
天文十八年十二月廿八日 (草名・花押)

三一二三 借用申米之事

合式斗九升石者

右件米者米秋加ニ五和利分ニ返弁可申者也、但早田にて返弁可申候、秋へ延申候ハ、五わり以返弁可仕候、若無沙汰申候ハ、かたく御さそく可預者也、仍為其状如件

(四五五) 土田東
天文十九年十二月廿七日 (草名・花押)

三一二四 新借地之事

しんしやくちの□□□□の事九郎右衛門方ひやうへい度々承候、則進申処へんれいとて鳥目三十疋給候、體請取申候、然者いく久御ち行可有候、我等かたより孫々ニおいて違乱煩有間敷候

(四五五) 土田源介(花押)
天文廿一年三月廿九日

三一二五 公事之事

去年於栗栖百姓等ニ結水付而喧嘩仕出候間可有御料明之由候処、尼子殿与出入之依御公事下地等ニ押置候、其内ニ正寿院下地老反相加へ彼下地御請米承候間、荒申候てハ無勿林存知、御公事□□之間預り申度由、御理申付而御領掌畏奉存候、則先作人分取上、自此方耕作申付預り申上者可有所々越候、此等之旨三河守殿江具御申肝要候、恐々謹言

(四五五) 總好(花押)
永禄元 五月廿六日

三一二六 一札之事

善理庄阿夷跡之分悉申付候、全永代可為知行候、猶以無油断忠節簡要候、恐々謹言

(五六五) 永禄八 九月廿七日 宗存(花押)
馬場宗左衛門殿

三一二七 永代壳渡申川原島之事

字アカシキ也、但次郎丸下地也、合四段者 於此下地リンシ于ヤクシヨクシナキ者也

右件之川原島者元一円高道先祖相伝之雖為私領、依有直要用代銭式貫式百文ニ永代壳渡申所実明白也、然上者雖後々代々経於子々孫々違乱煩他妨不可有物也、万一何かと申候物於有之者為壳主可申分者也、仍為後日状如件

(五六七) 一円刑部大録 高能(花押)
永禄十年八月拾日

三一二八 永代壳渡申私領河原之事

在江州犬上郡石灰庄之内、字むかい河原これある者也、りんし夫役無之者也、但作職共ニ進之者也

右件之私領河原島元中河原とら介雖為私領、依有直要用代米三石五斗ニ壳渡申所実明白也、然上者後々代々ふるとい共於子々孫々違乱煩他妨あるへからざる者也、若何かと申来あらは、為壳主あいさはくへき者也、仍後日之証文状如件

(五六八) 中河原とら介 勝家(花押)
永禄拾老年極月廿八日

三一二九 一札之事

向山園之儀作職改申御理之談相意得候、然者如前々可有御知行者也為其如此一筆申入候、恐々謹言

(五六八) 久徳六左衛門尉 宗(花押)
天正九年 卯月十六日

土田年寄衆
まいる

三三〇 一札之事

石はい分の米かいしき永代可申付候、次ニ土田彦衛門跡ふつねん寺並新れり無異儀、可申付者也

(五八二)
天正十年

正月十日

熊寿

(花押)

馬場小二郎

まいる

三三一 國衛九斗代頼祐述

一 江州大上郡土田村馬場氏庶代々当所ニ住シ、同郡八ヶ畑領知仕候、則八ヶ畑之古キ証文或ハ検田水帳等ニも未残り有之、

一 馬場丹後守頼資北之御屋形京極勝秀・高濑(高治)公二代忠功ヲ尽シ病死頼資子清大夫改而若狭守頼忠号ス、京極高峰公御代ニ軍忠及度々ニ雖働、終ニ

小谷山上平寺所々塾居被成候故、浅井前備前守亮政江隨任シ度々軍功ヲ勳シ久政卿御代ニ病死仕候、頼忠子宗左衛門尉頼景、浅井久政卿・長政卿ニ代抽ニ軍功ヲ働浅井伝ニ顯然也、

一 南屋形六角殿・浅井殿評取合之内、愛知郡屋守之城主杉立岩見守子息九郎左衛門尉高政近辺之諸士ヲ集、居城ニ取籠之節、長政卿高宮三川守豊宗馬場宗左衛門尉頼景ニ馳向可攻之旨、依仰令ニ出張之所ニ杉立高政近間城主三島孫市郎懸向及ニ一戦ニ而勝負未定之所頼景手勢粉骨ヲ尽三島孫市郎切崩、

利大将三島ヲ討捕敵軍ヲ追崩屋守城ヲ付入ニ乗取候ニ付、長政卿御感状ヲ被下高宮宗存方より添証文給委細ハ文書ニ詳也、

(五七〇)
一 元亀元年坂田郡姉川合戦之朝、愛知郡大上郡兩郡旗頭中武功ヲ勳信長公軍勢ヲ切崩、直ニ切崩居城ニ立籠雖ニ武勇働小谷之通路ヲ被留、大形信長公ニ属ス、頼景ハ旧功ヲ存牢人ニ而能有故、信長公義心

死仕候、

一 馬場宗左衛門尉頼景子後之宗左衛門古郷土田ニ罷歸り塾居致、其子半兵衛今私迄三代武運不聞候而永塾仕候、併右之証文等ハ悉無ニ紛失所持致候、

右ハ後孫之為と存、遺伝之趣有増証文御座候分耳ツ書付置候、以上

(二六八九)
元禄貳己巳三月八日

土田馬場氏頼祐

(注) 堪忍分は堪忍領ともい、武家で客分の士または討死の臣下の遺族などに給する禄のこと。

三三二 公事之事

知行分

公事人三人

合百六拾石者

長野

右令扶助之候、全可有領知者也、仍如件

(五九七)
文禄四年十月七日

出雲

(花押)

馬場宗左衛門尉とのへ

ヲ御感被成、寺西与七郎・浅平右衛門尉ニ被仰付、宗左衛門一家憐感被下候、元亀三年証文委細ニ文章有之寺西浅平右衛門尉ハ佐和山之城目付候使也、

(五七三)

一 元亀四年浅井殿御父子小谷之城落去之後、隨食ニ信長公江罷出其後明智殿逆心之以後、山崎吉我親手合戦之朝、多賀新左衛門尉・久徳六左衛門尉ニ被誘候而、光秀卿方ニ罷有牢々仕、秀吉公御直參被留候、此節当国先方多ク流牢致塾居筋目ツ失申候、

一 多賀出雲守旧友之好身ヲ以堪忍分ヲ給少之間大和国ニ罷有証文御座候、其後出雲守方ヲ罷出候而古郷土田ニ塾居仕候、

一 慶長乱之朝、石田治部少輔殿達而被頼候得共不參候故、腹立有而討手ヲ指向被申候故私宅ヲ脱私妻子ヲ退切被候て、旧主京極若狭守高次卿江參候而、大津ニ籠城仕落去牢人之朝、徳永式部卿法印御機給堪忍分ニ而濃州ニ罷有証文御座候、高須ニ而病

三三三 一札之事

於塩田村之内、或百五拾石遣候間、全可領知者也、
謹言

(六〇〇)
慶長六年
十月九日

式部卿法印
寿昌(花押)

左馬助
昌重(花押)

三三四 宗存感状

去月廿九日、屋守攻破刻令粉骨、於手前三島討捕、
無比類、勲高名無是非候、其勲此表安危難測時分、
以忠節播而目大慶不尠候、一斗之衆並家人等軍功、
神妙候、可被成褒美候、於以心懸專用候、次太
刀一腰持遣候、隨而長政満足之旨一札候、恐々謹言

九月五日

宗存(花押)

馬場宗左衛門尉殿

進之

三三五 長政感状

去月廿九日、屋守敵立龍候処、為啓被馳向三島被
討捕候、誠高名之段無比類、殊隨逐衆被碎手櫛共
彼是不及旨非候、弥可被抽粉骨儀此時候恐々
謹言

九月五日

長政(花押)

馬場宗左衛門尉殿

進之候

三三六 一札之事

就去年者不慮之山賊之儀種々被成御取合被行
届之段於蒲山畏奉存候、御貴殿江只今以一札申
候、弥音取成奉憑候、将又御祈禱護摩供御札並油煙
墨二丁進入候、御音信計候、恐々謹言

五月十日

箱木(花押)

馬場若狭守殿

御宿所

三三七 宗存在感 其の2

就今度路次直送之儀種々令馳走趣神妙候、弥於
令忠節者一所可申付候条、無油断可抽粉骨
儀簡要候、猶部日向守可申候也、謹言

六月二日

宗存(花押)

土田孫左衛門殿

三三八 公事之事

一 私先祖ハ代々土田村並河内八ヶ之畑村拜領知行仕
候由ニ而、于今八ヶ之畑村ニ相伝申候証文等ニ馬場
丹後守、又ハ若狭守と御座候ものハ私先祖ニ而御座
候、此儀江源武鑑ニ可有御座候、

一 先年浅井備前守長政殿と佐々木殿と一戦之刻、私
祖父馬場宗左衛門と申すもの佐々木方之大将三ツ嶋
と申者を討捕候付、浅井長政殿より被下候感状並
横目衆之添感状所持仕候、

一 佐々木殿より被下候感状も所持仕候、

一 其以後從信長公江州之侍御責破被成候時分、元
龜二年三月ニ私家も滅亡仕候、其刻江州奉行河尻与
兵衛殿之証文も所持仕候、
一 又其後祖父宗左衛門ハ濃州徳永左馬助殿ニ罷在
候、徳永式部卿殿左馬助殿より被下候領書所持仕
候、

一 祖父宗左衛門弟ニ土田孫左衛門と申者御座候、私
親ためにハ叔父ながら養父ニ而御座候、然所此孫左
衛門先年大坂御陣之刻自分ニ支度仕大坂へ馳参、武
具馬具等御家之出立ニ仕於御陣場、直孝様江御目
見仕候処、其日より御扶持被下、大筒石火矢打申
候故則大筒打大衆と天王寺口之櫓可打落旨被為
仰付候付、何とも一所ニ相勤候、冬春両度之御陣
相勤、五月四日ニ少手負掃陣仕、同年六月二日ニ死
去仕候、大坂ニ而之御着到ニも土田孫左衛門と可
有御座と奉存候、

一 私家代々相伝之軍書百卷、鉄砲大筒之書四十二卷、

所持仕候私義も自然之時節ハ可ニ罷出ニ奉レ存候、此以前丹後宮津取沙汰之初も御供支度旨、広原主悦助殿迄書付上申候、自分家頼之者共ニも若之儀候ハハ、我等供いたし候へと申付年来田畑少つゝあて置申候、

右之通孫左衛門、大坂御陣之刻少之儀も相動申候者之孫ニ而御座候段乍レ恐被ニ仰上被レ下候者、難レ有可レ奉レ存候、以上

三―三九 我等家来田畑屋敷あて作之事

大町

佐兵衛

一巻反

同所

次衛門尉

一巻反

さくらもと

才兵衛

一巻反

同所

一巻反

道心

横田

一巻反

次郎衛門

くわのもと

一巻反

喜右衛門尉

のふく

一巻反 これハとらせ申候(黒印)

同人

同所

一巻反

善兵衛

ひろ畑

一巻反

次郎兵衛

同所

一巻反

戸右衛門尉

七反地

一巻反

市右衛門尉

尻くさり

一巻反

同人

さくらもと

一巻反

同人

北□

一小池

戸右衛門尉

南□

一巻反

左十郎

字七反地 式反五畝歩ハウリ申候

一川原

残分ハあて置申候

兵右衛門尉

字五反地

式反歩はウリ申候

一川原

残分ハあて置申候

同人

一屋敷老ヶ所

浄玄

一屋敷老ヶ所

兵

一屋敷老ヶ所

市右衛門尉

一屋敷老ヶ所

右衛門次郎

一屋敷老ヶ所

九郎助

一屋敷老ヶ所

喜右衛門尉

一屋敷老ヶ所

戸右衛門尉

右書付候通家来のものニ而候故あて置申候用之候ハハいつれのかとニ而も取上可レ申候異儀申もの有ましく候者也

(六五) 慶安四年卯之九月五日

馬場宗左衛門(花押)

半兵衛殿へ

旨

4 石灰会所とその消長

本町における石灰の歴史は古く、平安時代後期に「百合文書」(承安三年)に石灰庄が見え、「三湊百艘出入覚」では享保四年(一七一九)から同六年の訴訟記録に、大津の彦根屋敷へ石灰が輸送され、主に白壁の材料として京都へ売り出されていたことを確認する。伊吹の川並産とともに重宝された芹川産石灰は、天明八年(一七八八)一月三〇日空前の大火が京都に発生し、復旧にその需要が急拡大し、石灰景気を謳歌した。ここに採用する文書は、主としてその石灰庄の経過と京都大火により御所造営に採用される過程とで、それらを理解されやすいようにいくつかの表を添えた。石灰庄については「専行寺文書」も参考にされるとよい。

次に、石灰景気に関わった石灰会所も、その運営が難

しくなり、京都南奉行所へ訴えられる羽目に陥るが、この項は久徳共有文書に見られるので、主なものを掲載した。なお、このときは旧会計と区別して「新山」として取り扱われ、石灰仲間も変わった。その間の仲間の異動が思わぬところから出てきた。増尾弘氏(多賀町)がががしていた襖紙の下地にそれがあつたからである。

当初の石灰仲間は、四郎助(中川原村)・勘兵衛(大尼子村)・利助(月ノ木村)であったが、増尾氏の文書により利助は退き、久徳村政右衛門の伴四郎七が新しく入ったが、その後は四郎助・九郎介(久徳村)が新山仲間になったと見られる。

九郎介については月ノ木村の釜の売買の問題もあつたようで、石灰会所の整理に苦勞するのである。ついでに二代にわたるその九郎介の表も添えた。

京都大火の復旧事業の過程も表にして理解を求めたが、その内容については『京都市史』を参照したこと

を申し添える。

最後に、京都大火についての史料は地元藤瀬村からも見られ、その記事が城貝家文書にあるのでそれを紹介して締めくくった。

四一 一 『白河木百合文書』(承安三年)

康治二年のころ安楽寿院の末、興善院寺領が犬上郡にあり、承安三年石灰庄が興善院に寄進されている。後石灰新庄が形成され鹿王院領となる。

四一 二 『鹿王院文書』

此所々散在田島等、為当院任当知行、永代可令全領知之状如件。

寛正二年十月十三日

左大臣源朝臣 花押(足利義政)

近江国散在

伊香新庄

伊庭下司名

丹波国散在 略

石灰新庄

寛正二年辛巳十月日

四一 三 『加賀守文書』

鹿王院領(中略)近江国忍海庄、同国伊香新庄、勸心院、伊庭下司名平江田、石灰、石塔観音坊跡、以下散在、山代国所々散在、並屋地等事、被返付訖、早如元、寺家領知不可有相違之由、所被仰下也。仍執達如件

文明七年五月十六日

加賀守(飯尾為信)

大和守(飯尾光連)

当院納所

(注)：(中略)は丹波、丹後、若狹、備前、周防、越中、武藏、遠江、飛騨の各国の分である。

四一四 『義政文書』

鹿王院領（中略）近江国忍海庄、伊香新庄、勸心院、伊庭下司名、平江田、石灰、石塔觀音坊跡、以下散在、山城国所々散在田畠屋地等事、早令停止方々押妨、如元寺家可全領知之状如件。

（四七八）
文明十年五月廿七日

准三宮源朝臣 花押（足利義政）

四一五 『三湊百艘出入覚』

（彦根市立図書館蔵）

（二七一九）
自享保四年 至同五年十二月

「中略

一三湊より積上り候荷物之儀ニ付御多屋着之分ハ紛敷

義も無之候へ共、荷物之内にも外関之江着ケ来候荷

物石灰等第一二條御蔵米等又ハ古郡文右衛門殿支配

下之上り米杯直ニ文右衛門殿蔵前へ着船致来候由、

長浜米原舟持とも申ニ付此段も清左衛門殿へ相候候

廻左之通御申被_レ成候

一三湊積上り候荷物御多屋之外着之荷物堅積中間敷趣

ニ可_レ申渡_レ由、御年貢米二條附御蔵米杯ハ公用之儀

ニ有_レ之候間、船積之儀別格之通ニ致シ、外湊江ハ

着ケ不申候、多屋前へ着ケ置其上ニ而文右衛門殿へ

相届、指図次第ニ何方へ成共揚候様ニ相心得可然由

此上其元へも御相談ヲ以猶又相考宜様ニ可_レ申付_レ由

中略

四月十六日

以下略

（注1）長浜・米原・松原の三湊。

（注2）彦根藩の大津出屋敷多屋のほかいろいろの呼称がある。湖面に接し、着船可能で問屋がならぶ。

（注3）大津代官。

四一六 『水上文書』

（二七二六）
自享保六年 至同十二年

持貨掛り申義ニ御座候以上

九月十四日

（注2）
水上六郎右衛門

山村源八様

以下略

（注1）黄色の染料となり石灰はその媒体となるとい

う。
（注2）大津在住彦根藩代官、山村は彦根藩代官。

四一七 『御用電控』

一二竈 内老つは御用竈

土田村

一 老つ

中川原村

一 老つ

月ノ木村

一 老つ

八重練村

一 老つ

九徳村

一 老つ

多賀村

右之通り有_レ之、一ノ井骨近辺にて石灰石拾ふ事なかるべく制すへし、又石灰竈止むといふこともいと致し難し、老竈に付、運上銀、老枚宛也、新に石灰竈出来

「中略

先日以_レ書付_レ得_レ御意候三湊 公儀御年貢米大津着

船之義

一三湊船ニ所々蔵米積上り由哉、但米原船斗ニ而候哉

其外河湊之船ニも他所荷物積申候哉之事

右御大名様御旗本衆之御知行米長浜米原へ出候分ハ

古来より河湊船積上り申候、今以其通ニ御座候、米

原斗ニ而積申ニ而ハ無_レ御座候長浜も同前ニ御座候、

去年彦根屋敷へ不_レ残着候様ニ被_レ仰渡_レ候以後者、

遠近夫々御蔵へ持運ヒ候へハ、只今迄掛り不_レ申候

水揚賃一重掛り申候商荷物ニ而も、外之荷物ハ屋敷

前へ着候而構無_レ御座候商売米並石灰かりやす杯之

品売主之家居へ遠分ハ屋敷より持貨掛り申候、石灰

杯ハ松原も同前ニ而御座候、惣而上り荷物之分ハ御

裁許以前より不_レ残積来り候、不相替御裁許已後も

同前ニ御座候、彦根屋敷前へ着船仕候様ニ被_レ仰渡_レ

候已後屋敷より夫々之方へ指越候ニ付所々より遠道

は必ず取り上げまじき也

四一八 中川一三家文書

「……中略……」

都合式百六石六斗六升四合

一 八拾六匁

石炭釜一□分御運上
享保十七年子

……中略……

安永二年巳十月

近藤与次右衛門

……後略」

四一九 御所願控帳

乍恐奉願口上書

一 石灰之義往古より江州伊吹山並善利川筋当所より焼出候石灰を木山石灰と相唱、御当地ハ勿論諸向江壳捌来候処、近来諸方より新規ニ石灰焼出候得共、全

轉土地之味ニ而性合甚不_レ宜候処、右不性之石灰江州木山灰之俵形ニ似セ、木山灰を相交木山石灰と名附壳弘候義多有_レ之候付、自然と木山灰商用ニ指支、其上素人方ニ者虚実見分不_レ申、余山之石灰と相粉、夫故混雜仕候ニ付善惡相改諸向商用不_レ相滞_二様仕ラセ度、前以両山惣代御願申上候処、御糺之上諸山石灰改所 御免被_二成下_一会所相立難_レ有_レ奉_レ存候、依_レ之石灰商用仕度者江ハ無料之印札相渡、余山之石灰入交不_レ申紛敷石灰相分り有_レ之候、去春京都大火ニ而諸商売人仲間も混雜仕候処、去年来段々難_レ有_レ御触被_二成下_一御当地一同諸商人職人等迄も渡世相統仕難_レ有_レ奉_レ存候、私共方江 御免被_二成下_一候諸山石灰改所之義ハ手広ク壳買相成候様無料之印札御願申上、無料ニ者印札相渡置申候、勿論諸入用等も壳銭文も割懸ケ不_レ申候ニ付御届申上、諸山石灰改所懸ケ札之儀も蒙_二御免_一罷在候、然処今度御造營御石灰之儀も追々敷多御用可_レ被_レ為_レ有_レ儀ニ奉_レ存候、乍_レ

恐改所 御免被_二成下_一候御儀ニ付、今度御用方石灰之儀何卒私共改所之義ニ付石灰改方被_二為_二仰附_一被_レ下候ハハ難_レ有_レ奉_レ存候、右御用灰何方より調進仕候共、灰之性合見改候ハハ、^{シホ}暗_レ与_レ真似_レ之差別相分り、余山之灰入込申間敷様仕度奉_レ願候、御当地ハ手広ク場所故御用方石灰ニ付似灰通用不_レ致候様相成候得共、木山灰も混雜不_レ仕候、勿論直段之儀も山方相応之直合ニ而高直ニ不_レ相成_二様仕度奉_レ存候、乍_レ恐諸山石灰改所之誤合も相立候義ニ而且者紛敷不性之石灰不_二相用_一様相成申候義ニ奉_レ存候、

一本山石灰之儀ハ時節ニ寄、半年又ハ一ヶ年相立不_レ申候内、遣ひ用ニ立不_レ申物ニ御座候、然処似灰之義ハ全味水ニ而吹シ商用ニ遣候付、火水除ニハ相立不_レ申候、御用方甚以御為不_レ宜候、然処素人方ニハ右性合分ケ難_レ見分兼候義ニ御座候、

一 諸山石灰之分向之性合違_レ候得共、本山灰ハ格別性合宜敷御座得者乍_レ恐御用方ニ御用被_レ遊候而ハ宜奉_レ

存候、今度御造營ニ付御用石灰之分何程御入用御座候共、随分下直ニ早速調遣可_レ仕候間何卒御用之儀被_二仰附_一被_レ下候様奉願上候、
右願之通被_レ為_二仰附_一被_レ下候ハハ難_レ有_レ奉_レ存候以上、

(一七八九)
寛政元年酉二月廿二日

建仁寺町松原下町

諸山石灰改所

惣代 灰屋四郎助

同 灰屋勘兵衛

同 灰屋利助

御奉行様

(注) 石灰会所の消長

- 1 天明八年(一七八八) 一月 京都大火、一四二四町に延焼し、二条城、御所、仙洞御所も煩焼
寛政元年となる
- 2 天明九年(一七八九) 一月二十五日改元
御所も煩焼
寛政元年となる
- 3 寛政元年 二・二三 諸山石灰改所御免となる
印札 懸ケ札

年号	庄屋	非番庄屋	横目	組頭
寛政六(一七九四)	太兵衛	友七	九郎介(二日目) ○水論	政右衛門
寛政七(一七九五)	太兵衛	友七	九郎介	藤政右衛門助
寛政八(一七九六)	太兵衛	友七	九郎介	政右衛門
寛政九(一七九七)	友七	九郎介	政右衛門	太兵衛
寛政一〇(一七九八)	友七	九郎介	政右衛門 ○水論	太兵衛
寛政一一(一七九九)	友七	九郎介	政右衛門	太兵衛
文化元(一八〇四)	九郎介	弥兵衛	弥兵衛	太兵衛
文化三(一八〇六)	九郎介	弥兵衛	弥兵衛	政右衛門
文化五(一八〇八)	九郎介	甚兵衛	甚兵衛	政右衛門
文化六(一八〇九)	九郎介	甚兵衛	甚兵衛	政右衛門
文化七(一八一〇)	九郎介	甚兵衛	甚兵衛	政右衛門
文化八(一八一〇)	九郎介	甚兵衛	甚兵衛	政右衛門
文化一一(一八一四)	九郎介	甚兵衛	甚兵衛	政右衛門

(京都に石灰会所)
(参会山深雪対策)

文政四(一八二一)	巳	九郎介	宗右衛門	寿平
文政五(一八二二)	午	九郎介	宗右衛門	寿平
文政八(一八二五)	酉	寿平	宗右衛門	弥惣八
天保八(一八三七)	酉	九郎介	次郎右衛門	弥惣八
天保九(一八三八)	戌	弥惣八	次郎右衛門	弥惣八
天保九(一八三八)	戌	九郎介	次郎右衛門	弥惣八
天保一〇(一八三九)	亥	九郎介	九平	弥惣八
天保一二(一八四一)	丑	九郎介	利左衛門	利左衛門
天保一四(一八四三)	卯	寿介	宗右衛門	利左衛門

四一二 『京都大火文書』

(城貝家文書)

久徳村已来之大水也

天明八戊申年(一七八八)

尼子村 作平

四月 当年尼子村へ御神事

参り申候

六月 一円村 一郎右衛門

十六日雨本具的宝曆六九月も

九月
同八戊申正月廿九日之夜

九つ過、京都川東どんぐり

のすし両替屋火本ニ而出火

西へ焼、仏光寺・東本願寺

西本願寺ハ少々類焼ニ而残り